千葉県社会福祉協議会
創立70周年記念小史

千葉県社会福祉協議会　平成14年度～令和3年度

この20年の歩み

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

地域福祉の主流化
～激動の 20 年を振り返る～

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
会長　石　渡　哲　彦

千葉県社会福祉協議会（以下「本会」）は、令和４年５月 24 日に創立 70 周年を迎えることができました。 これもひとえに、歴代会長をはじめとした役員、関係各機関や団体の皆様方の御指導、御支援の賜物と厚く御礼申し上げますとともに、職員の尽力に改めて感謝申し上げます。

本会は、これまでの足跡を残すため、30 年史、50 年史を発刊してきました。今般は、その後の 20 年間を振り返り、今後のさらなる発展につなげるため 70 周年小史を発刊することといたしました。

この 20 年を振り返りますと、大きく３つのポイントがあったと思います。

一つ目は、社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人が社会的なセーフティネットの一翼を担うという役割を再確認したことです。社会福祉基礎構造改革により福祉分野にも市場原理が導入されたことで、利益優先になってはいないか、私たちの先人が取り組んできた社会福祉法人としての使命がおざなりになっていないかを折につけ振り返ることが重要と考えます。

二つ目が災害対応です。大規模災害が発生すると地元の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆け付ける多くのボランティアとともに被災者の復旧活動に取り組むことが定着しました。現在では災害復旧に欠かせない重要な取組みとなりました。

三つ目は新型コロナウイルス感染症の影響です。感染拡大は、コロナ禍の前から存在した多様な生活困窮の問題を顕在化させました。既存のセーフティネットの脆弱性が浮き彫りになり、緊急支援策の強化だけでなく、中長期的な支援の再構築が課題となりました。

社会福祉協議会が長年にわたり取り組んできた地域福祉は、今日では我が国における社会福祉のメインストリームになりました。また、本年４月には県立の新千葉県社会福祉センターが供用開始となり、本県における社会福祉の新しい活動拠点になります。

今後も、多くの皆様と手を携えながら、地域福祉を推進してまいりますので、一層の御指導と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和５年３月吉日

千葉県社会福祉協議会
創立70周年を祝して

千葉県知事　**熊　谷　俊　人**

このたび、千葉県社会福祉協議会が創立 70 周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

創立以来、県域の地域福祉を推進する団体として、幅広い関係者との連携と協働のもとに、地域福祉の基盤強化、生活支援・権利擁護機能の強化、大規模災害に備えた基盤強化、福祉サービス事業者への支援、福祉人材の確保・定着及び育成等に取り組んでこられました。

特に、災害が発生した際には、「千葉県災害ボランティアセンター」の運営や、市町村に設置された災害ボランティアセンターの後方支援を行うとともに、千葉県と共同で「千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）」の本部を担い、避難所へＤＷＡＴを派遣して要配慮者の支援を行うなど、緊急の事態において重要な役割を担っています。

石渡会長をはじめ、歴代の役員並びに関係者の皆様のこれまでの地域福祉に対する多大なる御貢献に心から敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子高齢化が急速に進行する中、地域の課題は複雑化、多様化しており、従来型の施策や個別の支援だけでは解決することが難しい状況となっております。

県では、制度・分野ごとの縦割りや、支え手受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、つながる仕組みづくりに取り組み、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

こうした中で、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている貴会の取組は、県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されているところであり、貴会の皆様には引き続き、御尽力、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の更なる御発展と、皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

目　次

発刊にあたって

千葉県社会福祉協議会創立 70 周年を祝して

写真で見る千葉県社会福祉協議会のこの 20 年 …… 001

歴代会長 …… 004

●序　章　社会福祉諸制度改革とその背景 …… 007

●第 1 章　地域福祉の基盤強化 …… 013

1　小地域福祉活動の推進 …… 015

2　市町村社協への支援強化 …… 017

3　地域福祉専門職の育成 …… 019

4　福祉教育・ボランティア活動の推進 …… 021

5　地域共生社会を支える人材のすそ野の拡大 …… 023

6　高齢者の生きがいと健康づくり支援 …… 026

●第 2 章　生活支援・権利擁護の推進 …… 029

1　生活福祉資金貸付事業と生活困窮者支援 …… 031

2　生活困窮者支援に関する取組み …… 035

3　介護保険制度に関する取組み …… 037

4　日常生活自立支援事業と成年後見制度 …… 039

5　福祉サービス利用者の苦情解決の取組み …… 045

6　福祉サービス第三者評価事業、介護サービス情報公表事業 …… 048

●第 3 章　大規模災害への対応 …… 049

1　災害ボランティアセンターの取組み …… 051

2　災害ボランティアセンター運営者の養成 …… 061

3　大規模災害時における特例貸付 …… 062

4　福島県復興支援員事業 …… 063

5　災害時における要配慮者の支援に関する取組み …… 063

●第 4 章　福祉サービス事業者への支援 …… 067

1　社会福祉施設等への経営支援 …… 069

2　各種別協議会への支援 …… 070

3　「地域における公益的な取組」について …… 071

●第 5 章　福祉人材の確保・定着及び育成への取組み …… 073

1　福祉人材の確保・定着に向けた取組み …… 075

2　福祉従事者の育成 …… 085

●第６章　千葉県社会福祉協議会の組織運営 …… 089
1　社会福祉法人制度改革への対応 …… 091
2　千葉県社会福祉センターの運営及び新千葉県社会福祉センターの建設 … 092
3　千葉県社会福祉協議会発展・強化計画 …… 093
4　人事交流の実施 …… 093
5　政策調整委員会の設置 …… 094
6　基金の運営 …… 094
7　情報発信・広報啓発 …… 096
8　千葉県社会福祉大会の開催 …… 097
9　遺贈に関する協定の締結 …… 097
10　廃止・終了した事業 …… 098
資料編 …… 101
○千葉県社会福祉協議会役員名簿 …… 102
○千葉県社会福祉協議会評議員名簿 …… 103
○千葉県社会福祉協議会事務局組織の変遷 …… 104
○千葉県社会福祉協議会と社会福祉等の動き …… 106
編集後記

写真で見る 千葉県社会福祉協議会のこの20年

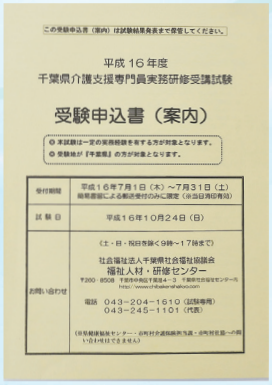

この受験申込書（案内）は試験結果発表まで保管してください。

平成16年度
千葉県介護支援専門員実務研修受講試験

受験申込書（案内）

◎ 本試験は一定の実務経験を有する方が対象となります。
◎ 受験地が『千葉県』の方が対象となります。

受付期間	平成16年7月1日（木）～7月31日（土） 簡易書留による郵送受付のみに限定（※当日消印有効）
試験日	平成16年10月24日（日）
お問い合わせ	（土・日・祝日を除く9時～17時まで） 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター 〒200・8508 千葉市中央区千葉港4－3 千葉県社会福祉センター内 http://www.chibakenshakoo.com 電話 043－204－1610（試験専用） 043－245－1101（代表） （※見解書類発表センター・市町村介護保険所当課・市町村社協への問い合わせはできません）

千葉県介護支援専門員実務研修受講試験等の
県指定法人になる（平成16年）

千葉県地域福祉フォーラム事業開始
（平成17年）

明るい長寿社会づくり推進事業業務開始（ねんりん
ピック開会式における千葉県選手団）（平成18年）

コミュニティソーシャルワーカー育成研修
事業開始（平成20年）

千葉県社協と市町村社協との災害時の相互支援協定締結式（平成22年）

東日本大震災における旭市災害ボランティアセンターの活動（平成 23 年）

ちば保育士・保育所支援センターを開設（平成 25 年）（※写真は 29 年度）

千葉県新地域支援事業推進協議会発足（平成 27 年）

成年後見制度利用促進法施行によりシンポジウムを開催（平成 29 年）

千葉県外国人介護人材支援センターを開設（令和元年）

令和元年房総半島台風で千葉県災害ボランティアセンターを運営（令和元年）

令和元年房総半島台風により多くの屋根がブルーシートで覆われた鋸南町の被災状況（令和元年）

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した
特例貸付を開始（令和２年）

千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する
基本協定締結式（令和２年）

新型コロナウイルス感染症の影響により評議員会
を参集とオンラインの併用方式で開催（令和３年）

完成間近の新千葉県社会福祉センター
（令和４年）

歴代会長

初代会長　**古荘四郎彦**
昭和 26 年 4 月～昭和 33 年 11 月

二代会長　**友納　武人**
昭和 33 年 11 月～昭和 34 年 6 月

三代会長　**宮崎　識栄**
昭和 34 年 6 月～昭和 41 年 12 月

四代会長　**岩城　長保**
昭和 41 年 12 月～昭和 43 年 6 月

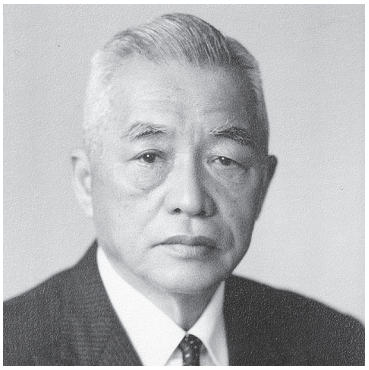

五代会長　**平塚　六郎**
昭和 44 年 2 月～昭和 46 年 5 月

六代会長　**川崎　千春**
昭和 46 年 5 月～昭和 52 年 2 月

㊟ 昭和 43 年 6 月～昭和 44 年 2 月　この間副会長　田代一虎が会長職代行となる。

七代会長　**相原　徳治**

昭和 52 年 2 月～平成 3 年 2 月

八代会長　**鈴木　民三**

平成 3 年 2 月～平成 13 年 2 月

九代会長　**清水　光任**

平成 13 年 2 月～平成 17 年 2 月

十代会長　**早川　恒雄**

平成 17 年 2 月～平成 23 年 2 月

十一代会長　**千葉　滋胤**

平成 23 年 2 月～平成 25 年 2 月

十二代会長　**白戸　章雄**

平成 25 年 2 月～令和元年 6 月

十三代会長　**石渡　哲彦**

令和元年 6 月～現在

序　章

社会福祉諸制度改革とその背景

序　章　社会福祉諸制度改革とその背景

この 20 年間は、我が国の社会福祉制度の変遷において大きな転換期となった。序章では、本史を作成するうえで大きく関係した５つの社会福祉制度改革について整理した。

1　社会福祉基礎構造改革

昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正が行われてこなかった社会福祉の共通基盤制度について、平成 10 年からの中央社会福祉審議会の議論を経て、平成 12 年４月に社会福祉事業法が改正（平成 12 年６月に社会福祉法に改称）されるとともに関連する法律が改正された。これにより福祉サービスの利用・中止を行政権限の措置により提供する「措置制度」から、利用者と福祉サービス事業者が対等な立場で利用する「契約制度」へ転換するとともに、民間サービスの導入によって社会福祉制度を構造そのものから改革した。

改革の柱は、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実である。この改革により施策化され、全国的に実施された事業としては、福祉サービス利用者を保護するための制度として創設された「地域福祉権利擁護事業」(平成 19 年４月から「日常生活自立支援事業」に名称変更)」と、福祉サービスにおける「苦情解決事業（運営適正化委員会)」、福祉サービスの質を向上させるための制度としては「福祉サービス第三者評価事業」、介護サービス事業者の運営の透明性を確保するための制度としては「介護サービス情報公表事業」などが挙げられる。

2　地域包括ケアシステムの構築

介護保険法の中で「地域包括ケアシステム」という言葉が初めて使われたのは平成 18 年の改正である。少子高齢化の進行により発生することが予想される課題を緩和するために地域包括支援センターや地域支援事業などが創設された。

平成 24 年の同法改正では、条文に「自治体が地域包括ケアシステム推進の義務を担う」と明記されるとともに、平成 26 年には「医療介護総合確保推進法」が施行され、日常生活圏域内で「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」の５つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が全国的に進められるようになった。

平成 27 年の同法改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介

護の連携推進、地域ケア会議の推進、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設などが取り入れられた。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた人及び基本チェックリストで認定された人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」で構成されており、介護予防・生活支援サービス事業は、単身世帯や軽度の支援を必要とする高齢者の生活支援の必要性が増加したことにより、介護事業所だけではなく、ＮＰＯやボランティアなどの多様な主体による生活支援サービスの提供を介護保険制度内で行うことを可能とした。また、地域支援事業の中の包括的支援事業においても「生活支援体制整備事業」が創設され、生活支援サービスの拡充を図るために市町村に「生活支援コーディネーター」の配置と、多様な主体が参画する「協議体」を設置することが位置づけられた。

本会は、平成 27 年度から令和２年度まで県委託事業として生活支援コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を実施するとともに、県内の民間 12 団体で構成する「千葉県新地域支援事業推進協議会」（事務局：本会）を平成 27 年３月に設立し、県内市町村による地域支援事業を支援する取組みを実施している。

3 生活困窮者自立支援事業の創設

我が国は、1990 年代のバブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成 20 年に発生したリーマンショックの影響を受け、経済的な困窮状態に陥る人たちが増加した。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加などの世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進むなかで社会的孤立のリスクが拡大するとともに、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化していった。

こうした状況を背景として、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第２のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年４月から施行された。同事業は市（町村部については県）が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援が行われている。

本会は、自治体職員や福祉専門職等を対象とした研修会を継続的に開催し、同事業の理解や周知活動を行うとともに、千葉県、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会と協力して同事業に従事する専門職の資質向上のための研修にも取り組んでいる。

4 社会福祉法人制度改革

平成 23 年、特別養護老人ホームが保有する内部留保に関する新聞報道に端を発し、国の規制改革関係の会議等では社会福祉法人の運営状況に対する厳しい指摘が相次ぐようになった。また、政府の税制調査会からは、公益法人に対する非課税の見直し、検討が求められ、平成 25 年 8 月の「社会保障制度改革国民会議報告書」では、社会福祉法人の役割について、非課税にふさわしい社会貢献や地域貢献を求める指摘がなされた。

こうした状況を受け厚生労働省は、平成 25 年 9 月に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置し、その報告書において、①地域における公益的な活動の推進、②法人組織の体制強化、③法人の規模拡大・協働化、④法人運営の透明性の確保、⑤法人の監督の見直しの 5 つの論点を挙げ、社会福祉法人に必要な取組みの方向性を示した。また、平成 26 年 8 月からは社会保障審議会福祉部会において制度見直しの具体的な方向性と内容に関して検討が行われ、平成 27 年 2 月の報告書では、制度改革の基本的な考え方として、①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献という 3 つの視点が示された。

この報告を踏まえ、①社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化等を柱とする「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第 190 回通常国会において平成 28 年 3 月 31 日に可決・成立した。

5 地域共生社会の実現

地域共生社会の考えは、平成 27 年 9 月に厚生労働省が公表した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―」がもとになっている。その後、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、地域共生社会の実現が掲げられた。厚生労働省は同年 7 月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、具体的な検討を行った結果、平成 29 年 2 月に「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」が示された。これらの経緯により、介護保険法や社会福祉法など 31 の法律を改正する「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成 29 年 5 月に成立し、一部を除いて平成 30 年 4 月から施行された。

地域共生社会とは、厚生労働省によれば「制度・分野ごとの縦割りや『支え手』、『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされており、地域共生社会の実現は、今後の福祉

改革の基本コンセプトといわれている。

さらに、令和３年４月の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法である「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町村による取組みが動き出しており、社会福祉協議会（以下「社協」）活動にとっても重要な政策となっている。

第1章

地域福祉の基盤強化

第１章　地域福祉の基盤強化

Ⅰ　小地域福祉活動の推進

（１）「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」から「地域福祉フォーラム事業」へ

①地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の取組み

千葉県における地域福祉の大きな柱は、昭和 52 年から県が主体となって進めてきた「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」であった。これは、県内を三層の福祉圏域に分け、郡圏域を「広域福祉圏」、市町村圏域を「基本福祉圏」、小中学校圏域を「小域福祉圏」として設定し、それぞれの圏域ごとに推進体制の整備、拠点施設の整備、人的基盤の整備を柱として地域の福祉ニーズに対応できる基盤整備を行うものである。広域福祉圏は郡社協が、基本福祉圏は市町村社協が事務局となり、それぞれ取組みを進めた結果、小域福祉圏についてはこの施策により、地区社協の設置が大きく進むこととなった。

②千葉県地域福祉支援計画で地域福祉フォーラムを位置づけ

その後、平成 16 年３月に県が策定した「千葉県地域福祉支援計画（「福祉力 (ちから) ！」計画)」（平成 16 ～ 21 年度）において、従来から参画している地区社協等の福祉関係者に加えて、ＮＰＯ、医療、教育、法律、商工など幅広い分野の人たちを巻き込みながら地域福祉を進める「地域福祉フォーラム事業」を新たな地域福祉の推進施策として位置付けた。

これにより地域ぐるみ福祉ネットワーク事業は発展的に廃止となったが、地域福祉フォーラム事業においても三層の福祉圏という設定は継続され、郡単位をエリアとする「広域地域福祉フォーラム」[1)]、市町村を単位とする「基本地域福祉フォーラム」、小中学校区をエリアとする「小域地域福祉フォーラム」という３つの圏域設定により、引き続き地域福祉活動の推進が図られることになった。

③地域福祉フォーラム事業の推進

本会は、千葉県地域福祉フォーラム事務局として、市町村社協に対して地域福祉フォーラム事業の考え方等を会議や個別訪問等を通じて説明するとともに、地域の様々な取組事例を紹介するシンポジウム、ブロック別研修会等を実施し、事業の推進を図った。こうしたアプローチの結果、令和４年３月末時点で基本地域福祉フォー

1)　郡社協は、平成の大合併により徐々に解散となった。それにともない広域地域福祉フォーラムも廃止となった。

ラムが 35 市町村で設置。また、小域地域福祉フォーラムについても 348 地区で設置され、それぞれの地域において福祉課題の解決等に向けた話し合い、実践が進められている。

④地域福祉フォーラムに関する助成事業の創設

地域福祉フォーラムの設置促進を図るための助成金制度（１地区当たり総額 60 万円）が千葉県地域ぐるみ福祉振興基金の新たなメニューとして平成 17 年度に創設された。

また、令和３年度からは、既に助成を受けている小域地域福祉フォーラムが新たな地域生活課題に取り組めるよう、再助成（１地区当たり総額 30 万円）を開始した。

図 I-I　地域福祉フォーラムの設置状況の推移（令和４年３月末時点）

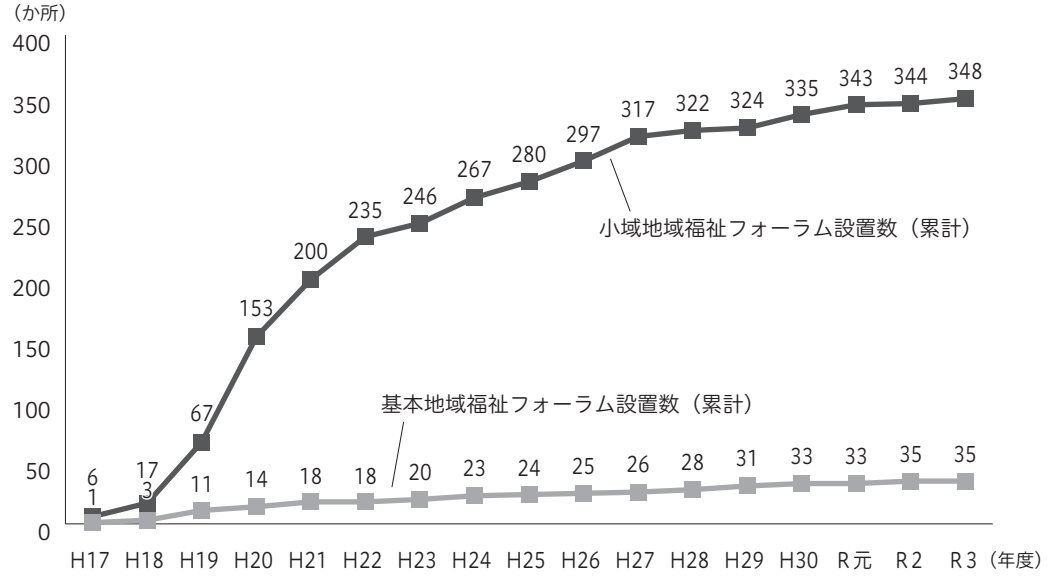

千葉県地域福祉フォーラムシンポジウムの様子

2 市町村社協への支援強化

（1）「千葉県内市町村社会福祉協議会事務局長会」の設立

市町村社協の事務局長のリーダーシップやマネジメント力の向上、事務局長同士の情報共有等を目的として、平成 24 年６月に県内の市町村社協事務局長で構成する「千葉県内市町村社会福祉協議会事務局長会」が設立された。

本会は事務局を担い、研修会や会議を定期的に実施している。

（2）市町村地域福祉担当課長・市町村社協事務局長合同会議の開催

平成 26 年度から千葉県との共催により「市町村地域福祉担当課長・市町村社協事務局長合同会議」を毎年開催している。

地域における生活課題の解決に向けて社協と行政が情報を共有し、一体となって取組みを進めることができるよう、好事例や重要施策の共有化を図る取組みを継続している。

（3）地域福祉活動計画の策定支援

地域福祉を推進するための羅針盤となる計画として市町村には地域福祉計画[2)]の策定が求められている。全国社会福祉協議会（以下「全社協」）は、それを支える民間サイドの行動計画として地域福祉活動計画を社協が中心となって策定するよう推奨しており、本会も折に触れ地域福祉活動計画の策定を進めるための研修会等を実施してきた。また、平成 27・29 年度には千葉県との共催により未策定の市町村及び市町村社協を対象とした研修会を開催。平成 29 年度には町村部に未策定の社協が多いことから、町村長会の定例会議の場において町村長に直接計画策定を訴えた。

平成 30 年度には「地域福祉活動計画策定支援マニュアル」を作成し、令和元年度からは同マニュアルを活用して地域福祉活動計画の作り方や進め方に関する研修を継続実施している。なお、令和３年３月時点の地域福祉活動計画策定率は 74.1％となっている。

地域福祉活動計画策定支援マニュアル

2)　社会福祉法第 107 条に規定された計画であり、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画である。平成 29 年５月から計画策定が努力義務とされた。

（4）小地域福祉活動の支援

小地域福祉活動を支援するため、地区社協等の優れた取組みをまとめた事例集「私のまちの福祉活動カタログ」を継続的に刊行している。平成 11 年度に第 1 号を発刊して以来、平成 30 年度までに 14 号を刊行しており、これまでに県内全 54 市町村から 160 事例を超える取組みを紹介している。

私のまちの福祉活動カタログ

（5）房総地域福祉実践研究セミナーへの協力

県内市町村社協職員が中心となって活動している特定非営利活動法人千葉県地域福祉研究会では、毎年県内のブロック（郡）単位で地域住民や市町村社協職員、福祉従事者等を対象にセミナーを開催している。

セミナーの開催に向けては、ブロック内の市町村社協職員が実行委員として参画し、プログラムや分科会の企画・運営を担当する形を取っており、本会としても本セミナーの開催に協力している。

また、更なる市町村社協職員の資質向上につなげるため、令和元年度から本会が事務局を担っている千葉県内市町村社会福祉協議会事務局長会及び千葉社協職員連絡協議会が共催として関わることとなり、本会においてもそれまでは後援という立場で協力していたが、同年度から共催として関わっている。

3 地域福祉専門職の育成

（1）コミュニティソーシャルワーカーの育成

コミュニティソーシャルワークとは、支援が必要な人を発見し、その人の自立に向けた個別支援とそのための支援ネットワークの組織化を図るなどのコミュニティづくりを連続的に一貫させる機能である[3)]。

千葉県は、千葉県地域福祉支援計画見直し計画[4)]にコミュニティソーシャルワーカーの育成を位置づけ、平成 20 年度からは県委託事業として本会が育成研修を実施している。育成研修は、福祉専門職を対象とした「専門研修」と、小地域のリーダーを対象とした「基礎研修」の２種類ある。

専門研修は、地域福祉専門職としての体系的な研修の機会がなかった社協職員にとっては待望の研修であった。特定非営利活動法人日本地域福祉研究所（大橋謙策理事長）の全面的な協力のもと、理論と演習を繰り返す５日間のプログラムを作成。受講申込者は毎年定員を超える人気のため抽選としており、修了者は令和３年度までの 14 年間で 906 人に上る。内訳は、社協職員が 53％と過半数を超えているが、それ以外でも高齢、障害、児童等の福祉専門職、行政の福祉関係職員など多岐にわたっている。

また、専門研修修了者を対象としてフォローアップ研修会も実施しており、当初は千葉市内で開催していたが、平成 29 年度からは地域開催を取り入れ、修了者同士の交流を促進するためのアプローチを兼ねた取組みを継続している。

図 I-2　コミュニティソーシャルワーカー専門研修修了者の所属別の割合（H20 ～ R3 年）

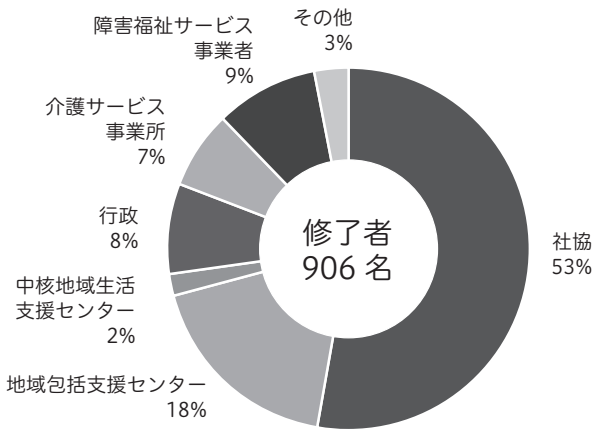

3)　大橋謙策「コミュニティソーシャルワークの理論と実践」
4)　千葉県地域福祉支援計画の中間見直しを行った後の計画であり、計画期間を１年延長して平成 16 ～ 21 年度までの６年計画に修正した。

コミュニティソーシャルワーカー専門研修の様子

（2）生活支援コーディネーターの養成

平成 27 年 4 月から施行された改正介護保険法により創設された生活支援体制整備事業を進めるために、新たな職種として生活支援コーディネーターが配置されることになった。第 1 層の生活支援コーディネーターは市町村全体のコーディネートを、第 2 層の生活支援コーディネーターは、日常生活圏域ごとに生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを目的としている（関連→ P38）。

本会は、平成 27 年度から生活支援コーディネーター養成研修を県委託事業として実施し、令和 2 年度までに 625 人が修了した。なお、令和 3 年度からは千葉県が直接実施している。

表 1-1　生活支援コーディネーター養成研修の修了者数等の状況

年　度	養成研修修了者数	フォローアップ研修参加者数
平成 27 年度	164	
平成 28 年度	150	
平成 29 年度	83	76
平成 30 年度	122	81
令和 元 年度	65	60
令和 2 年度	41	22
合　計	625	239

（3）生活困窮者自立支援制度従事者の養成

平成 27 年度から開始された生活困窮者自立支援事業の従事者研修は、平成 27 年度に入ってから国が全社協に委託して実施することとなり、さらに参加人数は都道府県毎に割りあてるというものだった。そのため本会は、事業開始前に従事者全員に対する最低限の研修が必要との考えから、平成 27 年 3 月に千葉県、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会との三者共催の枠組みを構築し、千葉県独自に従事者研修会を実施した。

平成 27 年度以降も三者共催の枠組みを堅持して当該研修会を実施し、平成 29 年度からは初任者研修を別途開催してきた。

令和 3 年度からは県主催の研修として整理し、本会は協力団体として運営に協力している（関連→ P35）。

4 福祉教育・ボランティア活動の推進

（1）福祉教育の推進

①学校と地域をパッケージで指定

千葉県では、昭和 53 年度から「福祉教育推進校指定事業」を開始している。小・中・高校の中から福祉教育推進校を 3 年間指定し、各学校における独自の創意と計画に基づき、福祉課題に対する児童・生徒の理解と関心を高め、思いやりの心やノーマライゼーション[5)] 意識の醸成に努めてきた。

平成 19 年度からは、近隣地域の小・中・高校に加え、地元の地区社協を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が一体となって福祉教育を推進していく「パッケージ指定方式」を導入した。

これらの取組みにより、令和 3 年度までに福祉教育推進校は、小学校 392 校、中学校 332 校、高校 186 校、福祉教育推進団体は 93 地区社協が指定を受けており、指定最終年度には千葉県福祉教育研究大会において 3 年間の成果を発表する機会を設けるとともに、「3 年間の歩み」として年度ごとに報告書を作成している。

②福祉教育推進員養成研修の実施

平成 19 年度からパッケージ指定方式を導入するに際し、推進校・推進団体の中からリーダーになるような人たちを対象として福祉教育推進員養成研修を実施している。

---

5) 障害の有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前に生活や権利を保障した環境を整えていく考え方。

同養成研修は、ファーストステップからファイナルステップまでの４日間の研修であり、福祉教育とは何か、これから３年間福祉教育に取り組むにあたってどういう進め方をしていけばよいかなどについて、グループワークを中心に演習等を行い、ファイナルステップでは、パッケージごとに推進計画書を作成するという内容である。

令和３年度までの修了者は 508 人であり、実際のパッケージ指定内の取組みにおいても中心的な役割を果たしている。

また、平成 26 年度から同養成研修の修了者の中から協力者を募り、48 名を「福祉教育サポーター」として福祉教育の活動に協力してもらった。

③ハンドブック、プログラム集の作成

平成 14 年度に福祉教育を進めていくうえでの成功事例をまとめた「福祉教育ハンドブック SUCCESS & ACCESS」を発刊。平成 25 年度にはパッケージ指定方式の考え方や進め方をわかりやすく解説した「福祉教育ハンドブック ACCESS & SUCCESS 改訂版」を、平成 29 年度には代表的な福祉教育プログラムを７つ選び、それぞれのプログラムに含まれる福祉教育的要素やポイントを解説するとともに、福祉教育を効果的に行うためのチェックリストを掲載した「福祉教育ハンドブック ACCESS & SUCCESS 改訂２版」を刊行した。

さらに、学校の授業で使える教材として平成30年度に「福祉教育プログラム集(障害編)」を、令和３年度に「福祉教育プログラム集（高齢編）」をそれぞれ刊行し、学校、教育委員会、市町村社協、地区社協等に提供した。

千葉県福祉教育研究大会における分散会の様子

福祉教育関係テキスト等

（２）ボランティア活動の推進

①千葉県ボランティア・市民活動センターの運営

平成６年度から「千葉県ボランティア活動振興センター」としてボランティア活動の普及や啓発を行っていたが、千葉県において平成 15 年３月に「千葉県ＮＰＯ

活動推進指針 ～ＮＰＯ立県千葉の実現に向けて～」が示されたことを踏まえ、平成 16 年度から「千葉県ボランティア・市民活動センター」へ名称を変更し、これまでのボランティア活動の振興に加え、ＮＰＯを含めた市民活動も支援する方向性を定めた。

②ボランティアコーディネーターの育成

地域住民のボランタリーな活動を支援し、実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう住民と住民、または住民と組織をつないだり、組織内での調整を行うボランティアコーディネーターの存在が不可欠である。

本会は、ボランティアコーディネーターの専門性を高めるとともに、地域に存在するボランティアの活動や協働を広げていくスキルを向上させるための研修会を毎年継続して開催している。

図 I-3　県内市町村社協における登録ボランティア数の推移

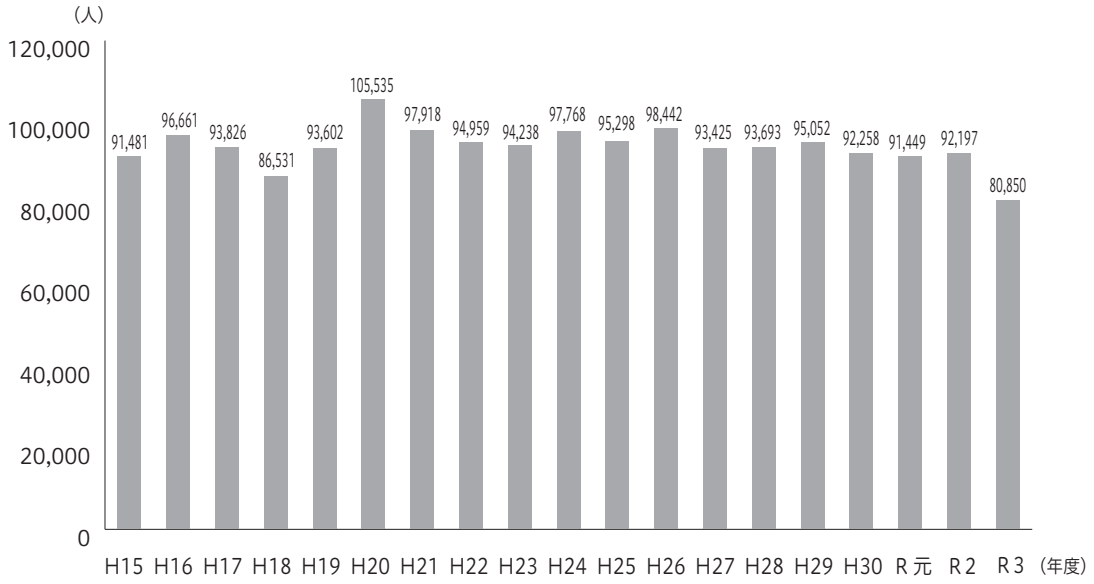

5　地域共生社会を支える人材のすそ野の拡大

（1）コミュニティソーシャルワーカー基礎研修の開催

地域における福祉課題を把握するとともに、コミュニティソーシャルワークの基礎的な知識・技術・役割を理解、修得することを目的として、主に地域住民やボラ

ンティアリーダー等を対象として開催している。平成 20 年度から令和 3 年度までの修了者は 2,676 人に上る。

（2）大学生に対するアプローチ

東日本大震災では大学生のボランティア活動が盛んに行われていたことから、平成 25 年度から「大学生等のボランティア・社会貢献活動推進セミナー」の実施に取り組んでいる。

平成 25 年度は本会主体で開催したが、平成 26 年度からは、県内大学等のボランティア活動担当教員の協力を得て、様々な大学の学生による実行委員会を結成し、実行委員主導でセミナーの企画、広報、当日の運営までを行うという方式で取り組んだ。

また、実行委員は次の世代の学生に引き継がれ、学生たちは毎回、創意工夫を凝らしながら、ボランティア活動に取り組む大学生をどうすれば増やしていくことができるかをテーマに開催している。

さらに、県内大学のボランティア担当の教職員を集めた情報交換会等を通じて、大学ボランティアセンターの設置についてもアプローチを続けている。

大学生等のボランティア・社会貢献活動推進セミナーに参加した皆さん

（3）県民福祉セミナーの開催

全県的な福祉啓発活動としては「県民福祉セミナー」を毎年開催している。本セミナーは、昭和 49 年度に「福祉教育講座」として開催したのが始まりである。昭和 52 年度からは「福祉公開講座」に、昭和 61 年度から現在の「県民福祉セミナー」に名称を変更している。

内容は、その時代に応じた福祉課題等に関する講演、シンポジウム、映画の上映

等を行ってきたが、平成 27 年度からは、千葉県社会福祉大会との同時開催とし、式典終了後に県民福祉セミナーとして講演を実施してきた。また、令和２・３年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により講演動画をオンライン上で配信する方式に切り替えて実施した。

平成 14 年度以降の県民福祉セミナーについては、表 1-2 のとおりである。

表 1-2　県民福祉セミナーの年度別一覧（平成 14 年度以降）

回数	開催年月	内　　容	参加者数
第 29 回	平成 14 年 11 月	テーマ「心のバリアフリーの時代―わかりあえる明日へ」 講演・パネルディスカッション	328 人
第 30 回	平成 16 年 3 月	テーマ「住民参加でまちづくりーふれあい・いきいきサロンをあなたが主役で進めたい」 講演・パネルディスカッション	558 人
第 31 回	平成 18 年 3 月	テーマ「地域の主役は私たち！住民流の地域づくり」 講演・ワークショップ・シンポジウム	224 人
第 32 回	平成 19 年 3 月	テーマ「大人が変われば子どもも変わる」 講演・分科会	126 人
第 33 回	平成 20 年 3 月	テーマ「セーフティネットとしての地域福祉のあり方をさぐる」 講演・シンポジウム	188 人
第 34 回	平成 21 年 3 月	テーマ「誰もが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らすことができる新たな地域福祉像の実現に向けて」 講演・シンポジウム	293 人
第 35 回	平成 22 年 3 月	テーマ「社会的排除と向き合う～住民と行政、専門職の協働と役割分担」 講演・シンポジウム	141 人
第 36 回	平成 23 年 3 月	テーマ「再び築く人と人とのつながり」 講演・シンポジウム	139 人
第 37 回	平成 24 年 1 月	テーマ「つながりと居場所のある社会を目指して」 講演・シンポジウム	150 人
第 38 回	平成 24 年 11 月	テーマ「見守り、支えあう地域のしくみづくり」 講演・シンポジウム	100 人
第 39 回	平成 26 年 1 月	テーマ「地域における子育て支援を考える」 講演・シンポジウム	104 人
第 40 回	平成 26 年 11 月	テーマ「災害にも強い地域をつくろう」 講演・シンポジウム	151 人
第 41 回	平成 27 年 11 月	講演「小泉式　食べ物養生訓」 講師：東京農業大学　名誉教授　小泉　武夫　氏	400 人
第 42 回	平成 28 年 11 月	講演「ひとつひとつ。少しずつ。」 講師：プロフィギュアスケーター　鈴木　明子　氏	754 人
第 43 回	平成 29 年 11 月	講演「子どもの貧困～子どもを真ん中においた地域づくりを～」 講師：社会活動家・法政大学教授　湯浅　誠　氏	1,201 人

第 44 回	平成 30 年 11 月	講演「なぜ私は「もみじの家」のハウスマネージャーになったのか～ＮＨＫアナから医療的ケア児の世界へ～」 講師：もみじの家ハウスマネージャー　内多　勝康　氏	736 人
第 45 回	令和 元 年 11 月	講演「なぜ人と人は支え合うのかー「障害」から考える」 講師：作家　渡辺　一史　氏	690 人
第 46 回	令和３年２月 22 日～23 日 講演動画をオンライン上で配信	講演「様々な虐待が子どもの脳に及ぼす影響 ～“マルトリ予防”と“とも育て”について～」 講師：福井大学子どものこころの発達研究センター 教授　友田　明美　氏	325 アカウント
第 47 回	令和４年２月 10 日～17 日 講演動画をオンライン上で配信	講演「発達障害は私にとってのギフトでした！」 講師：落語家　柳家　花緑　氏	309 アカウント

第 44 回県民福祉セミナーにおける内多勝康氏の講演

6 高齢者の生きがいと健康づくり支援

（1）「明るい長寿社会づくり推進機構」の取組み

「明るい長寿社会づくり推進機構」は、高齢者の生きがいと健康づくりを応援するため、厚生省（現「厚生労働省」）が平成元年に策定した高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）に基づき設置された都道府県レベルの組織である。千葉県の場合は、財団法人千葉県福祉ふれあい財団が事務局を担っていたが、同財団の解散により平成 18 年度から本会に移管された。

（2）全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）への参加

全国健康福祉祭（愛称:ねんりんピック）は、参加者を 60 歳以上として、テニス、サッカー、ゲートボール、囲碁、将棋などのスポーツや文化種目の交流大会を始め、健康フェア、福祉・生きがいに関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする

国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的として、昭和 63 年から各都道府県が持ち回りで毎年開催されている。

本会は、千葉県選手団の事務局として、各競技団体等との調整や派遣選手の選考、参加申込に係る各種手続き、千葉県選手団結団式の開催、大会開催時の選手団の引率などの業務を担っている。

表 I-3　全国健康福祉祭の開催状況（平成 18 年度以降）

年度（回数）	開催地	千葉県選手団人数
平成 18 年度（第 19 回）	静岡県・静岡市	157 人
平成 19 年度（第 20 回）	茨城県	148 人
平成 20 年度（第 21 回）	鹿児島県	178 人
平成 21 年度（第 22 回）	北海道・札幌市	140 人
平成 22 年度（第 23 回）	石川県	134 人
平成 23 年度（第 24 回）	熊本県	105 人
平成 24 年度（第 25 回）	宮城県・仙台市	137 人
平成 25 年度（第 26 回）	高知県	153 人
平成 26 年度（第 27 回）	栃木県	162 人
平成 27 年度（第 28 回）	山口県	165 人
平成 28 年度（第 29 回）	長崎県	165 人
平成 29 年度（第 30 回）	秋田県	165 人
平成 30 年度（第 31 回）	富山県	141 人
令和 元 年度（第 32 回）	和歌山県	154 人
令和 2 年度（第 33 回）	岐阜県	新型コロナウイルス感染症のため延期
令和 3 年度（第 33 回）	岐阜県	新型コロナウイルス感染症のため中止

※令和 4 年度（第 34 回）は、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市を開催地として実施された。

活躍する千葉県チーム（左：平成 29 年水泳・右：平成 27 年ラグビー）

（3）仲間づくり支援

高齢者等の社会参加や仲間づくりのきっかけ・機会を提供するため、県内におけるシニアサークル及びボランティア団体、ＮＰＯ法人等の活動情報を本会ホームページ中の「ちばスマイルナビ」で発信している。

第2章

生活支援・権利擁護の推進

第２章　生活支援・権利擁護の推進

Ⅰ　生活福祉資金貸付事業と生活困窮者支援

（１）生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業は、昭和 27 年以降全国的に展開された民生委員の世帯更生運動の高まりを受け、昭和 30 年に資金の貸付けと民生委員の支援により低所得世帯の自立更生を図ることを目的として「世帯更生資金貸付制度」として発足した。

制度発足当時の資金種類は３種類（生業資金、支度資金、技能習得資金）であったが、昭和 36 年には６種類（更生資金、生活資金、身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、療養資金）となり、昭和 37 年に災害援護資金が、昭和 47 年には福祉資金がそれぞれ追加され８種類となった。その後、平成２年度には、それまでの低所得世帯に加え、民生委員が相談支援を行うことで高齢者・障害者世帯の在宅生活を支え、自立を支援するための貸付制度として「生活福祉資金貸付制度」へと名称が変更された。

また、平成 13 年度には、総合雇用対策の一環として失業者が再就職するまでの生活資金を貸し付ける「離職者支援資金」が創設されるなどの変遷を経て、平成 20 年度には資金種類は 10 種類となった（表 2-1 参照）。

さらに、平成 21 年 10 月には、リーマン・ショックによる厳しい雇用経済情勢を踏まえて政府が４月にまとめた「経済危機対策」により生活福祉資金貸付制度は抜本的に見直され、「総合支援資金」の創設など大幅な制度改正が行われた（表 2-2 参照）。

この制度改正以降、総合支援資金の貸付件数が大幅に増加し、制度改正直前の平成 20 年度との比較では、平成 21 年度の貸付件数が 8.7 倍、平成 22 年度は 18.2 倍、平成 23 年度は 11.6 倍と急増した。その後も毎年度約 2,000 件の貸付件数が継続しており（図 2-1 参照）、借受人に対する相談支援を強化するため、本会及び市町村社協に相談員を配置するなど、生活福祉資金貸付事業は社協事業の中でも基幹事業の一つとなっている。

表 2-1　新設された資金種類（平成 13 年度以降）

年度	資金種類	内　　容
平成 13 年	離職者支援資金（H21 年９月終了）	失業者が再就職するまでの生活資金を貸し付ける事業
平成 15 年	長期生活支援資金 （H21 年度から不動産担保型生活資金）	高齢者世帯を対象に居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける事業
平成 15 年	緊急小口資金	低所得者に緊急かつ一時的な資金を迅速に貸し付ける事業

平成 19 年	要保護世帯向け長期生活支援資金（H21 年度から要保護世帯向け不動産担保型生活資金）	要保護の高齢者世帯を対象に居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける事業
平成 21 年	総合支援資金	リーマン・ショックによる世界的な経済危機への対応策として創設。生活再建までの生活費や一時的な資金を貸し付ける事業

表 2-2　制度改正により整理・統合された資金種類（平成 21 年 10 月）

改正前	改正後
離職者支援資金	①総合支援資金 ・生活支援費 ・住居入居費 ・一時生活再建費
自立支援対応資金	
更生資金	②福祉資金 ・福祉費 ・緊急小口資金
福祉資金	
療養・介護等資金	
災害援護資金	
緊急小口資金	
修学資金	③教育支援資金 ・教育支援費 ・就学支度費
長期生活支援資金	④不動産担保型生活資金 ・一般世帯向け ・要保護世帯向け
要保護世帯向け長期生活支援資金	

図 2-1　生活福祉資金貸付件数の推移（コロナ特例は除く）

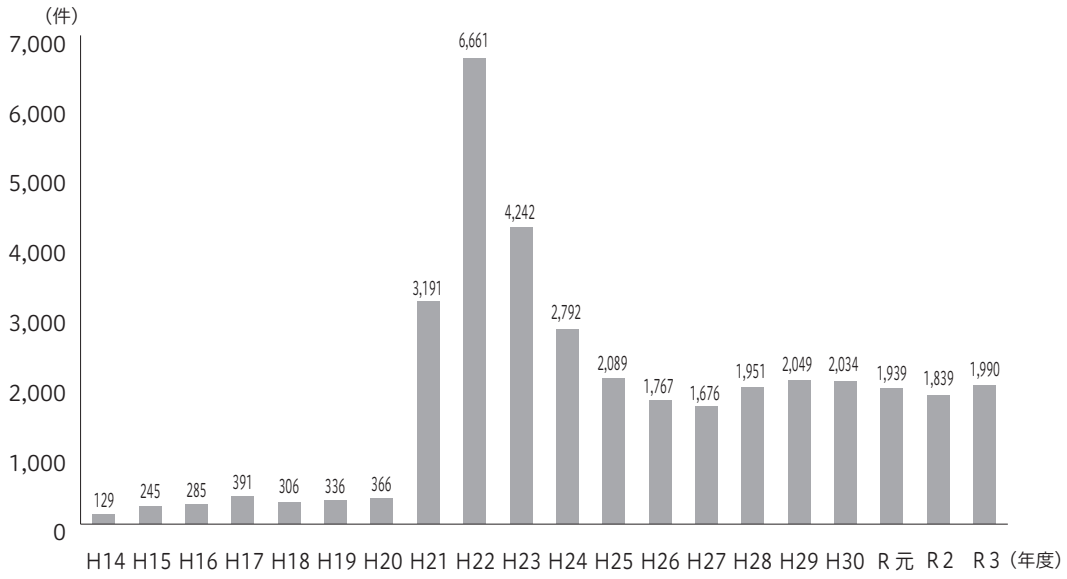

（2）新型コロナウイルス感染症の影響に対応した緊急小口資金等特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により失業や収入が減少した世帯を対象として緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下「コロナ特例貸付」）が令和２年３月 25 日から全国一斉に開始された。厚生労働省は、政府による緊急事態宣言の発出やパンデミックという今まで経験したことがない状況下であることを踏まえ、貸付要件の大幅緩和と申請書類の簡素化を行うとともに、都道府県社協に対しては迅速な貸付けを求めた。その結果、予想を遥かに上回る申請や問合せが殺到し、生活福祉資金の貸付決定件数は、令和元年度と比較して令和２年度は約 40 倍、令和３年度でも約 22 倍という状況となった（表 2-3 参照）。

これらの貸付申請に対応しつつ、貸付金の迅速な交付に向けて本会及び市町村社協は、派遣職員の臨時雇用等を行いながら貸付業務に対応している。また、コロナ特例貸付は、当初は令和２年７月末までの期間で開始されたが、新型コロナウイルス感染症が収束しないことから、申請受付期間の延長が繰り返されており、令和４年３月末時点で７回延長している[6)]。

表 2-3　コロナ特例貸付の状況

年度	緊急小口資金		総合支援資金	
	決定件数	決定金額	決定件数	決定金額（円）
令和元年度	87	12,221,600 円	0	0 円
令和２年度	40,144	7,769,807,900 円	36,328	19,049,256,700 円
令和３年度	12,968	2,523,337,000 円	28,079	14,019,246,100 円

（3）生活福祉資金以外で創設された貸付事業

①臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者に対して、失業給付や住居確保給付金等の公的な制度の給付・貸付けが開始されるまでの間、当面必要な生活費を貸し付ける事業で平成 21 年度に創設された。

②ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）を貸し付けることで自立の促進を図ることを目的として平成 28 年度に創設された。

また、令和３年度には、原則として児童扶養手当の支給を受けており、母子・父

6)　コロナ特例貸付は、令和４年９月末をもって申請受付は終了となった。

子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して住居の借り上げに必要な資金を貸し付ける住宅支援資金が新たな資金種類として加わった。

③児童養護施設退所児童等自立支援資金

児童養護施設等入所中又は里親等委託中の人及び児童養護施設等を退所した人又は里親等への委託が解除された人に対して、生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費を貸し付けることによって円滑な自立を促すことを目的として平成 28 年度に創設された。

表 2-4　臨時特例つなぎ資金等の貸付件数の推移

年度	臨時特例つなぎ資金	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金		児童養護施設退所児童等自立支援資金		
		入学準備金	就職準備金	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
H21	145	−	−	−	−	−
H22	284	−	−	−	−	−
H23	195	−	−	−	−	−
H24	132	−	−	−	−	−
H25	51	−	−	−	−	−
H26	20	−	−	−	−	−
H27	10	−	−	−	−	−
H28	4	46	4	5	8	5
H29	0	50	23	13	13	17
H30	4	38	32	2	5	13
R元	0	38	29	9	15	9
R 2	3	30	26	10	13	10
R 3	3	34	21	16	23	16

（4）生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立支援事業との連携

生活困窮者が最後のセーフティネットである生活保護の受給に至る前に相談支援の実施や住居確保給付金の支給等を行うことで自立支援策の強化を図ることを目的として平成 27 年度から生活困窮者自立支援事業[7)] が開始された。

生活福祉資金貸付事業においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために生活困窮者自立支援事業と連携した貸付けを行うこととして貸付制度の見直

7）　P10 参照。

しが行われた。具体的には、総合支援資金と緊急小口資金の貸付けにあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している人等を除いて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の支援を受けることを貸付けの要件にすることとされた。

2 生活困窮者支援に関する取組み

（1）生活困窮者自立支援事業への対応

景気の低迷が長期化する中で、社協事業においても生活困窮者に対する支援は重要なテーマであった。そのため、生活困窮者自立支援事業が開始される前の平成25年度からは研修会等を継続的に開催し、同事業の理解や周知活動に取り組んだ。

また、同事業に従事する専門職の資質向上についても、国研修に加えて千葉県独自の研修を実施している（関連→ P21）。

（2）フードバンクちばとの協働

フードバンクとは、包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいた等の理由から、品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を企業や個人等から引き取り、必要としている生活困窮者へ無償で提供する活動である。食品ロスを削減し、企業や個人の社会貢献を推進することで、食品確保が困難な人たちの役に立つという新しい食のリサイクルの形でもある。

県内では、平成24年5月に「フードバンクちば」が設立された。フードバンクちばと市町村社協との関わりは設立直後から始まったが、本会とは平成27年度の第11回フードドライブ[8)]から本会が共催という形で支援することになり、現在も継続している。

また、令和2年9月には、フードバンクちばと本会が株式会社千葉銀行、ちばぎん証券株式会社とそれぞれ「食品提供等に関する包括連携協定」を締結し、フードバンク事業に対して千葉銀行グループが全面的に応援する協力関係を構築した。

8） フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動をいう。

フードバンクちば 菊池代表（右）、千葉銀行 佐久間頭取（当時／中央）と協定を締結する石渡会長（左）

（3）子どもの貧困に対する取組み

子どもの貧困問題への理解と活動のすそ野を広げるための全国的な取組みとして、平成 28 年度に特定非営利活動法人豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵネットワーク理事長の栗林知絵子氏を実行委員長として「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー」が開始された。

千葉県でもその趣旨に賛同し、ＮＰＯ法人ちばこどもおうえんだん、一般社団法人千葉県社会福祉士会と本会の共催により、平成 29 年 1 月に「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー in ちば」を開催した。参加者は 500 人を超える盛況ぶりで、ＮＨＫが放映する等、子どもの貧困に対する関心の高さが窺えた。

平成 30 年 1 月には第２弾として、こども食堂だけではなく、子どもの成長を応援する活動を広げるきっかけづくりにすることを目的に「広がれ、こども応援の輪！～つくろう！ちばこども応援ネットワーク～」を開催した。

また、同年度の「第 43 回県民福祉セミナー」では、「子どもの貧困～子どもを真ん中においた地域づくりを～」をテーマとした講演を行った。

「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー in ちば」におけるシンポジウムの様子

ＮＨＫの取材を受ける実行委員

3 介護保険制度に関する取組み

（1）千葉県介護保険関係団体協議会の設立

千葉県における介護保険サービス事業の健全な発展を促進し、関係団体の相互連携やサービスの質の向上等を目的として、平成 12 年に本会を含む 16 団体で設立した。同協議会会長を本会会長が務めるとともに、事務局も本会が担っている。平成 26 年度には新たに 6 団体が加わり、現在 22 団体で活動している。

同協議会では、各団体から選出された幹事で構成する幹事会において研修会や調査事業等の企画検討を行っており、毎年開催する研修会では介護報酬の改定や人材確保などをテーマとして取り上げている。

また、各種実態調査などを実施するとともに、会員団体同士の情報共有の機会を作り、制度の円滑な実施に取り組んでいる。

表 2-5　千葉県介護保険関係団体協議会構成団体

No.	構成団体名
1	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
2	公益社団法人千葉県医師会
3	一般社団法人千葉県老人保健施設協会
4	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会
5	公益社団法人千葉県看護協会
6	特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会
7	一般社団法人千葉県歯科医師会
8	一般社団法人千葉県薬剤師会
9	一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会
10	公益社団法人全国有料老人ホーム協会千葉県連絡協議会
11	一般社団法人千葉県在宅サービス事業者協会
12	一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会
13	千葉県デイサービスセンター協会
14	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会
15	千葉県厚生農業協同組合連合会
16	千葉県生活協同組合連合会
17	一般社団法人 ちば地域密着ケア協議会（以下、平成 26 年度加入）
18	一般社団法人 千葉県理学療法士会
19	一般社団法人 千葉県言語聴覚士会
20	一般社団法人 千葉県社会福祉士会
21	一般社団法人 千葉県作業療法士会
22	一般社団法人 千葉県介護福祉士会

（順不同）

（2）地域支援事業に関する取組み

①生活支援コーディネーターの養成

平成 27 年 4 月から施行された改正介護保険法により、地域支援事業の中の包括的支援事業において生活支援体制整備事業が創設された。この事業は、生活支援サービスの拡充を図るため、市町村に生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体が参画する協議体を設置することを位置づけた。

生活支援コーディネーターは、第 1 層（市町村圏域）と第 2 層（日常生活圏域）にそれぞれ配置することとされ、平成 27 年度からは生活支援コーディネーターの養成が開始された。

本会は、県委託事業として養成研修及びフォローアップ研修を令和 2 年度まで取り組んだ（関連→ P20）。

②千葉県新地域支援事業推進協議会の設立

改正介護保険法により新しくなった地域支援事業を推進するため、県内の民間 12 団体で構成する「千葉県新地域支援事業推進協議会」（事務局：本会）を平成 27 年 3 月に設立した。

本協議会は、市町村における生活支援実施体制の整備を支援することを主な目的としており、市町村の生活支援体制整備に係る調査、研修、アドバイザーの派遣事業等に取り組んでいる。

表 2-6　千葉県新地域支援事業推進協議会構成団体

No.	構成団体名
1	一般社団法人千葉県社会福祉士会
2	一般社団法人ちば地域密着ケア協議会
3	公益財団法人さわやか福祉財団関東ブロック千葉
4	公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会
5	公益財団法人千葉県老人クラブ連合会
6	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
7	たすけあいチーバくん
8	千葉県生活協同組合連合会
9	千葉県たすけあい協議会
10	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会
11	千葉県デイサービスセンター協会
12	特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会

（順不同）

4 日常生活自立支援事業と成年後見制度

（1）日常生活自立支援事業

社会福祉基礎構造改革[9]により、福祉サービスを利用する仕組みが行政処分による「措置制度」から利用者が自分の意思でサービスや事業者を選択・利用する「契約制度」へと転換した最初のサービスは、平成12年4月から開始された介護保険制度である。しかし、そこで問題になるのは、自分の意思で判断することが困難な人の対応である。我が国の民法には、判断能力が不十分な人の財産や権利を守る制度として禁治産・準禁治産宣告制度があったが、様々な弊害によりあまり利用されてこなかった。そのため法務省は、民法を改正して新しい成年後見制度を創設し、介護保険制度と同じ平成12年4月から施行させた。

並行して厚生労働省は、成年後見制度の所管が家庭裁判所であることから、国民にとっては敷居が高いと考え、判断能力の低下が軽度の人に対しては、より簡易に利用できる事業として、平成11年10月から都道府県社協を実施主体とした「地域福祉権利擁護事業（平成19年4月から「日常生活自立支援事業」に名称変更）」を創設した。

①広域センター3か所からスタート

この事業は、福祉サービスを利用する際に、利用者が判断しやすいようにサービスの内容等をわかりやすく丁寧に説明するなどの手続きの援助を行うことと併せて、日常の金銭管理や普段使わない財産等を本人に代わり保管すること等が内容となっている。また、事業実施の枠組みとしては、実施主体は都道府県社協とし、実際にサービスを提供するのは、広域行政圏域の基幹的社協に委託して行うというものだった。

千葉県の場合は、本会を「千葉県後見支援センター」、基幹的社協を「広域後見支援センター」という名称で10か所設置する構想であったが、県予算の事情から、広域後見支援センターの設置は当初3か所となった。そのため、千葉地域を千葉市社協、人口の多い東葛飾地域を2か所に分け、松戸市社協と柏市社協にそれぞれ委託し、その他の8広域分は千葉県後見支援センターが直営で担当するという形でスタートした（平成15年度からは政令指定都市社協も実施主体となったため、千葉市社協は本会の委託先から外れた）。

その後、広域後見支援センターの設置が進むのと併せて、市社協が自分の地域のみを担当する単独実施社協も始まり、平成22年度をもって県内全域に10か所（松

9） P 9参照。

戸市、柏市、佐倉市、香取市、旭市、山武市、茂原市、いすみ市、鴨川市、君津市）の広域後見支援センターの整備が完了した (この他に市単独実施社協が 7 か所（市川市、船橋市、成田市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市))。

②県内全市町村社協での実施体制へ移行

平成 23 年度からは次の段階として、市町村社協単位で実施する体制への移行を進めた。個別訪問や広域後見支援センター単位の説明会を重ね、事業開始から約 15 年後の平成 27 年度から念願の県内全市町村社協で実施する体制となった。

このことにより年間契約者数は、事業開始から平成 26 年度までの平均が 144 人なのに対し、平成 27 年度から令和 3 年度までの平均は約 2.6 倍の 377 人と急増している（図 2-2 参照)。

図 2-2　日常生活自立支援事業利用者の推移

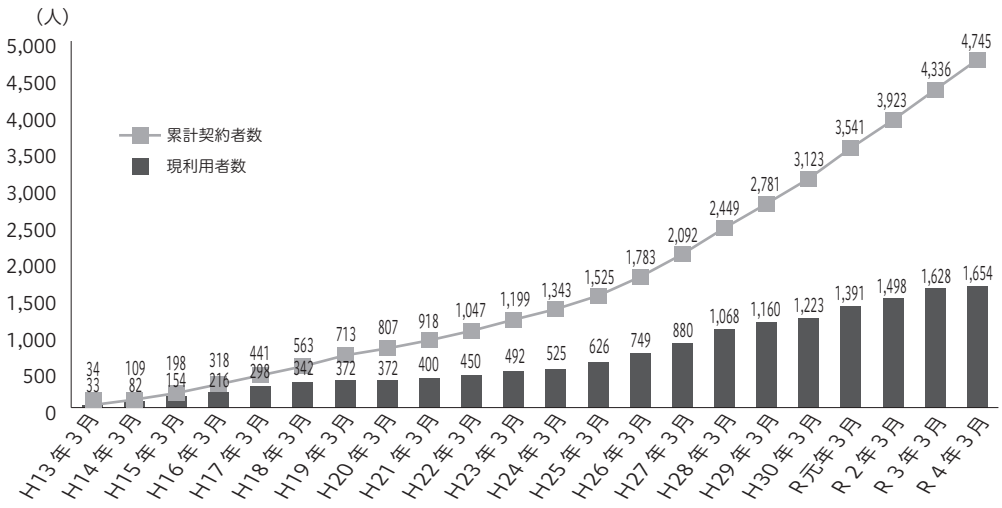

③千葉県社協の役割

本事業における都道府県社協の役割は、社会福祉法第 81 条により、「県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業[10)]が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う」ものとされている。

本会は、利用者が契約できるだけの判断能力の有無等を審査する「契約締結審査

10)「福祉サービス利用援助事業」とは、「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業)」の法律上の名称である。都道府県・指定都市社協が実施する福祉サービス利用援助事業は国の補助金が適用されており、「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業)」は、補助金上の名称として使用されている。

会」の開催、市町村社協や関係機関との連絡会議の開催、専門員及び生活支援員の研修、パンフレットの作成配布による広報・啓発等を実施している。

④千葉県運営適正化委員会（運営監視部会）の役割

運営適正化委員会は、平成 12 年 6 月の社会福祉法の施行により創設された事業のひとつであり、役割のひとつとして福祉サービス利用援助事業が適正に行われているかの監視業務を行っている。具体的には、福祉サービス利用援助事業を実施している市町村社協に対して現地調査を実施し、帳票関係や保管物件の確認等を行い、必要に応じて指摘や勧告を行っている（関連⇒ P45 参照）。

（2）成年後見制度に関する取組み

判断能力が不十分な高齢者や障害者の財産を守り、生活を支える制度として日常生活自立支援事業と成年後見制度は車の両輪といえる。そのため本会は、千葉県弁護士会、リーガルサポート千葉県支部、千葉県社会福祉士会をはじめ、様々な専門職団体との連携を強化するとともに、成年後見制度を利用する際の手引書や各種マニュアルの作成（表 2-7 参照）、個別事例に対応するための弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービスの実施、法律と福祉の専門職がペアとなり個別に成年後見制度の相談に応じる無料相談会や関係機関連絡会議、各テーマ別研修会（表 2-8 参照）を実施し、同制度の普及と利用促進を支援している。

表 2-7　成年後見制度に係る各種マニュアル等の作成

発行年月	名　　称
平成 12 年 8 月	「成年後見制度利用の手引き」発刊
平成 13 年 3 月	「成年後見制度研究委員会報告書」作成（社協が法人後見を担うことについての基本的な考え方、市町村長の申立権に関する課題と対応、低所得者が利用するための方策）
平成 14 年 6 月	「成年後見制度利用の手引き（改訂版）」発刊
平成 16 年 1 月	「成年後見制度利用の手引き（改訂第 2 版）」発刊
平成 23 年 3 月	「第 2 次成年後見制度研究委員会報告書」作成（社会福祉協議会が行う法人後見のあり方、市町村長による申立て、市民後見人養成のあり方）
平成 24 年 2 月	「社会福祉協議会法人後見マニュアル」発刊
平成 24 年 3 月	「成年後見制度市町村長申立推進マニュアル」発刊
平成 31 年 3 月	「成年後見制度利用促進の体制整備を進める 9 つのポイント」発刊

表 2-8　成年後見制度に係る研修会等の開催状況

開催年度	名　　称
平成 12 年度	生活を支える成年後見制度研修会
平成 14 ～ 24 年度	成年後見制度個別相談会（弁護士・司法書士と社会福祉士がペアを組んで法律と福祉の両面から助言する個別相談会）
平成 21 ～ 23 年度	成年後見制度研修会（リーガルサポート千葉県支部・千葉市社協と共催）
平成 24 年度以降	千葉県委託事業により 3 種類の研修会を実施 ①市町村長申立・市民後見人研修会（対象：行政職員等） ②法人後見研修会（対象：社協職員等） ③笑って学べる成年後見制度講座（対象：一般県民）
平成 29 年度以降	成年後見制度利用促進セミナー（国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に沿って市町村が体制整備を進めることを支援するための研修会）

①法人後見立ち上げ支援事業

成年後見制度の利用が増加するに伴い、後見人の受け皿を増やしていく必要が生じてきた。本会は、①市町村に必ずある、②日常生活自立支援事業を実施している、③低所得者が成年後見制度を利用する場合の受け皿になる、④市民後見人の支援ができるという 4 つの点から、市町村社協が法人後見[11]に取り組むべきと考え、平成 27 年度から受任体制の整備や立ち上げ初期の運営経費を助成する「市町村社協法人後見立ち上げ支援事業」を開始した。

年間 100 万円を上限とした 2 か年事業で、期間中に最低 1 件は法人後見を受任することを条件とした。令和 3 年度末時点で法人後見実施社協は 26 か所であり、そのうち 11 社協が本支援事業を利用している（図 2-3 参照）。

②成年後見制度利用促進のための体制整備を支援する取組み

平成 28 年度に成年後見制度利用促進法が施行され、翌年には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことを受け、平成 29 年度からは成年後見制度の利用促進を目的としたセミナーを開催している。

また、平成 30 年度には「成年後見制度利用促進の体制整備を進める 9 つのポイント」を刊行、令和 2 年度からは、体制整備に課題を抱える市町村に弁護士、司法書士、社会福祉士等の「成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー」を派遣する事業に取り組んでいる。

さらに、県内の設置状況や課題等について検討したり、情報の共有化を図ることを目的として、県域会議や千葉家庭裁判所の支部管轄エリアごとの地域別会議を開

11）社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯ法人などの法人が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うこと。

催する等、市町村が成年後見制度の利用促進体制を構築することを支援する取組みを行っている。

その結果、令和３年度末時点では中核機関[12]を設置した自治体が９か所（千葉市、木更津市、松戸市、佐倉市、柏市、流山市、浦安市、山武市、御宿町）ある他、安房地域については３市１町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）が広域で設置し、鴨川市が中心となって運営している（図 2-4 参照）。

図 2-3　千葉県内市町村社協の法人後見実施状況（令和４年３月末時点）

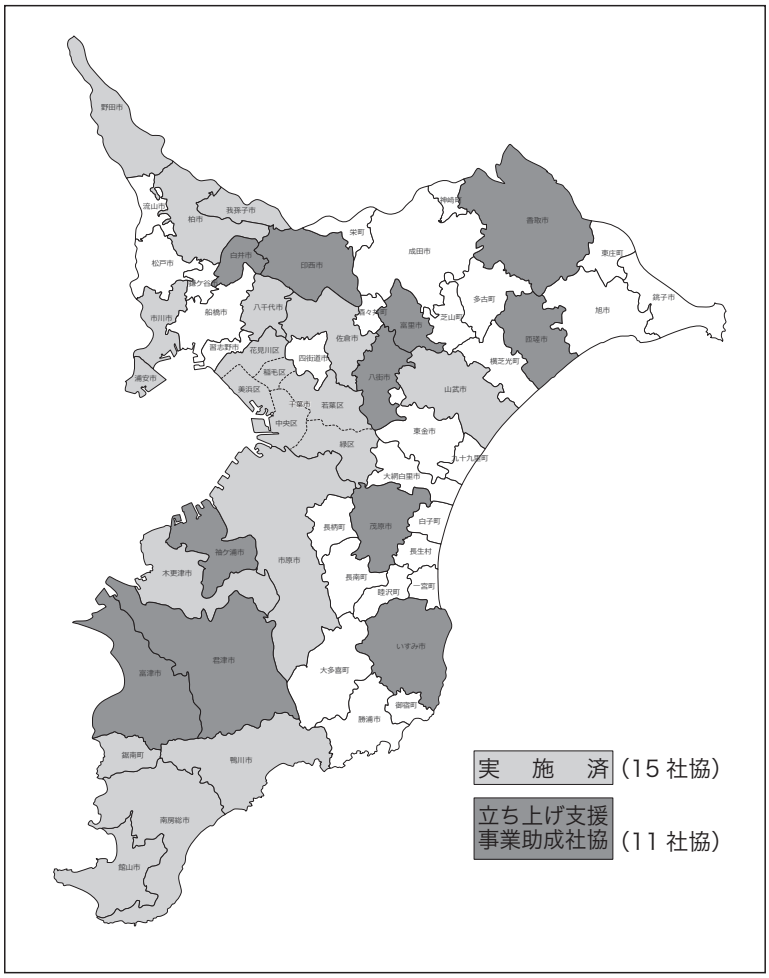

12）成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のこと。

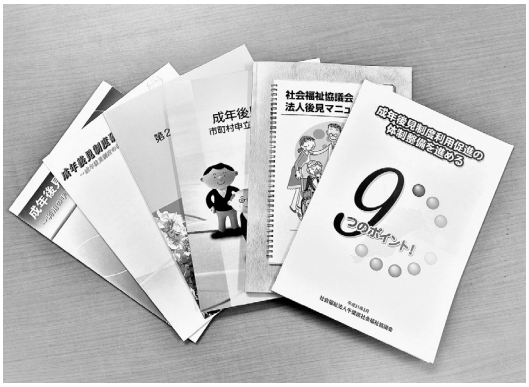

成年後見制度に関する各種マニュアル

関係機関連絡会議の様子

図 2-4　中核機関の設置状況（令和４年３月末時点）

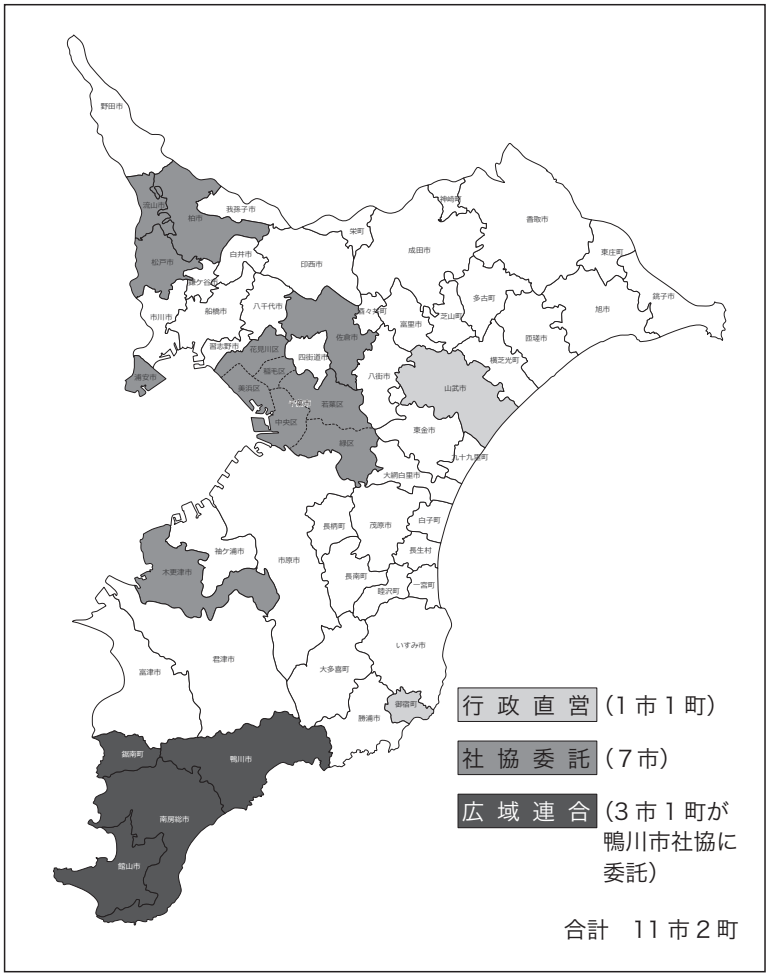

5 福祉サービス利用者の苦情解決の取組み

（1）千葉県運営適正化委員会

運営適正化委員会は、平成 12 年 6 月の社会福祉法の施行により創設された事業のひとつである。千葉県運営適正化委員会は、平成 12 年 7 月に千葉県社会福祉協議会内に第三者機関として設置され、千葉県社会福祉協議会のどの部にも属さない独立性を保持している。

運営適正化委員会の委員は、社会福祉法施行令に基づき千葉県社会福祉協議会に置かれた「選考委員会」[13] の同意を得て、千葉県社会福祉協議会会長が大学教授、弁護士、医師等の外部有識者 19 人に委員を委嘱している。運営適正化委員会には、福祉サービス利用者等からの苦情を解決する仕組みである「苦情解決部会」と福祉サービス利用者の権利擁護を目的とした「運営監視部会」[14] の 2 つの部会が設置されており、委員は苦情解決部会に 8 名、運営監視部会に 11 名が属して事務局員と連携を取りながら活動している。

①苦情解決部会

福祉サービスに係る苦情相談への対応は事務局員が中心に行っており、毎月開催している苦情解決部会において報告・相談し、委員から助言や指示を受けながら対応している。苦情相談の進め方は、相談者への助言、事業者に対する事実確認や調査、助言、申し入れ、当事者同士の話し合いの調整、あっせん、知事通知等を通じて苦情解決を進めている。

千葉県運営適正化委員会の苦情受付件数は全国的にも上位であり、苦情受付・相談件数は、設置した平成 12 年度と比較して令和 3 年度には約 10 倍へ増加している（図 2-5 参照）。

相談内容については、複合的な問題や対応困難ケース等が増えており、1 ケースにおける事務局の対応回数や時間は増加傾向にある。令和 2 年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、多くの相談が寄せられた。

平成 14 年度から令和 3 年度のサービス分野別の相談件数は、「障害」分野が最も多く、続いて「高齢」、「その他」、「児童」となっている（図 2-6 参照）。「その他」については令和 2 年 3 月 25 日から開始されたコロナ特例貸付に関する苦情が大幅に増加している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和元年度末ごろからは、感染

13）運営適正化委員会の委員は、社会福祉法施行令第 15 条第 3 項の規定により、外部有識者で構成する「選考委員会」の同意を得て選任することが義務付けられている。

14）運営監視部会の役割等については P41 を参照。

対策による面会制限やリモートでの対面が増えたこと等により、「家族」による相談が減少し、「利用者本人」からの相談が増加している。

②苦情解決事業に関する研修会

運営適正化委員会では事業所段階の苦情解決の仕組みを整備するとともに、事業所職員が必要な知識やスキルを高め、サービスの質の確保・向上を図ることを目的とし研修会を開催している。

参加対象は、高齢・障害・児童分野の事業所の苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等としており、毎年度約 500 ～ 1,000 人の参加がある。令和 3 年度については、コロナ禍によりオンライン研修を行ったことで、一つの事業所で複数の職員が参加できるため参加者は大幅に増加した。

苦情解決研修会の様子

③苦情解決に関するその他の取組み

福祉サービス事業所における苦情解決体制、苦情受付件数の実績、苦情対応の取組状況についてアンケート調査を実施し、集計結果については本会ホームページで公表している。また、運営適正化委員会が受け付けた苦情に関する事例集等も毎年度作成している。

さらに、事業所段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、事業者の求めに応じて苦情解決巡回サポート事業を実施している。

図 2-5　苦情件数及びその他の相談件数の推移

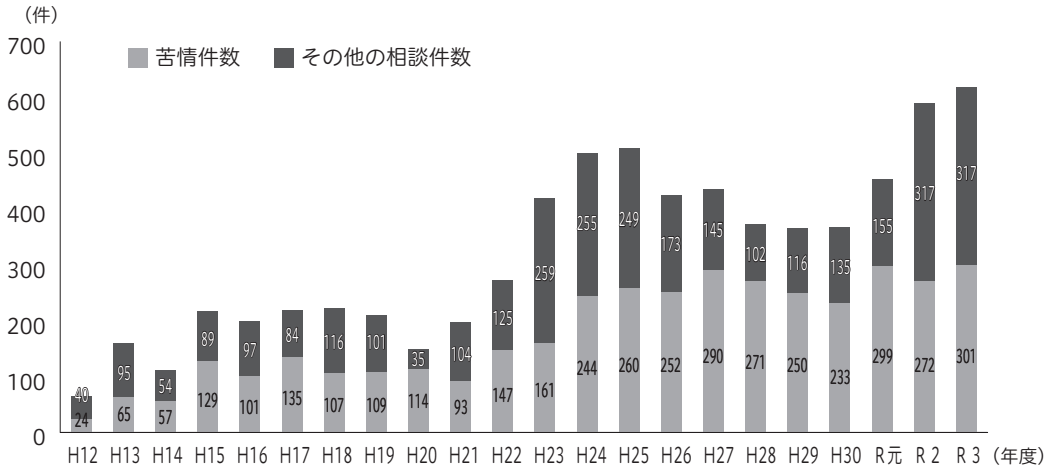

図 2-6　福祉サービス分野別の苦情件数の割合（H14 ～ R3 年度）

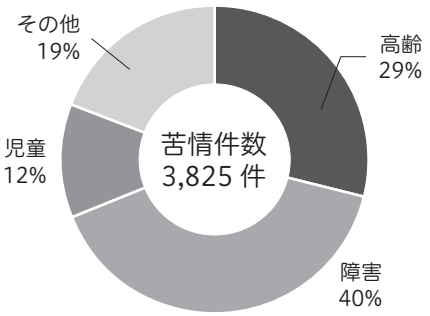

図 2-7　苦情申出人の属性の割合（H14 ～ R3 年度）

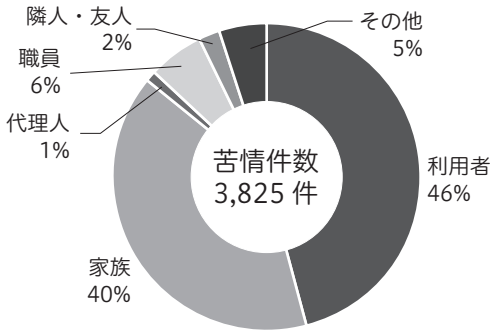

6 福祉サービス第三者評価事業、介護サービス情報公表事業

（1）事業創設の経緯

平成 12 年 6 月に施行された社会福祉法では、福祉サービス事業者に対し「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と定められたことにより、福祉サービスにも第三者評価事業の創設が求められた。

厚生労働省は、平成 13 年 3 月に「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」を取りまとめ、福祉サービスの向上と利用者の選択の材料になるようにするため福祉分野に第三者評価事業を導入することとし、同年 5 月に「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」を通知した。

（2）本会の取組み

本会は、福祉サービス第三者評価事業については、平成 16 ～ 17 年度に県のモデル事業を実施し、平成 19 年度からは指定評価機関[15]として平成 27 年度末まで実施した。また、認知症高齢者グループホーム外部評価については、平成 17 ～ 18 年度の 2 年間を指定調査機関として取り組んだ。

介護サービス情報の公表事業[16]については、平成 17 年度に県のモデル事業として調査を実施し、平成 18 年度からは指定調査機関[17]として取り組んだ。平成 21 年度には介護サービス情報公表センターの運営を県から指定法人に切り替えることとなったことから毎年度プロポーザル選定に応募し、本会が指定を受けている。介護サービス情報公表センターの運営を本会が実施することになったため、指定調査機関の業務については平成 23 年度をもって終了することとした。

15）県の指定を受け、福祉サービス事業所に対して直接評価を実施する機関。
16）介護保険法に基づき平成 18 年 4 月からスタートした制度であり、利用者やその家族などが介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を、介護サービス事業者が自ら県が指定した指定情報公表センターに報告し、指定情報公表センターがその情報をインターネットにより公表する仕組み。
17）平成 23 年度までは、全ての報告対象サービス事業所に対して県が指定した調査機関が訪問調査を実施していたが、平成 24 年度の制度改正により、県知事が調査を行う必要があると認める場合等へと変更となった。

第3章

大規模災害への対応

第３章　大規模災害への対応

Ⅰ　災害ボランティアセンターの取組み

（1）災害ボランティアセンターのはじまり

我が国で災害ボランティアセンターが本格的に実施されたのは平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災である。社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であり、死者 6,400 余名、負傷者４万 3,700 余名に上る甚大な人的被害をもたらした。さらに、各種の応急・復旧活動を迅速かつ的確に展開する行政機関等の中枢機能が自ら被災するとともに、交通路、港湾施設等のインフラ施設、水道、通信、電気等のライフライン施設など各種の機能が著しく損壊した。

連日テレビで報道される惨状を見て、全国から多くのボランティアが集まったが、それを調整する機能が欠けていたことから、全社協が中心となって全国の社協に応援を要請し、被災地社協を現地事務所として開始したのが災害ボランティアセンターの始まりである。

本会は、本会職員１人と船橋市、佐倉市、市原市の各社協から１人ずつの４人で千葉県チームとして結成し、２月６日～ 12 日まで兵庫県芦屋市社協へ派遣したのが最初の応援派遣であった。

これを機に、大規模災害が発生すると被災者の復旧支援のためにボランティアが集まり、被災地の市町村社協が災害ボランティアセンターを開設し、その運営を支援するために全国の社協やＮＰＯ、ＮＧＯの職員が応援に入る仕組みが構築されていった。

（2）災害時の相互支援協定

全社協を中心として災害ボランティアセンターの円滑な運営方法が検討されていくに従い、各ブロック単位に協力の仕組みを作っていくことになった。本会が属している関東甲信越静ブロックでは、平成９年４月に「関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定」を締結し、幹事社協（毎年度持ち回り）が中心となって、大規模災害が発生した時に応援に入る調整を行う枠組みを作った。

この協定により、平成 16 年度に発生した新潟県豪雨災害を皮切りとして、令和３年度までに７回の大規模災害に対し、千葉県チームとして延べ 211 人の社協職員を現地災害ボランティアセンターへ派遣し、運営支援を行った（表 3-1 参照）。

県内では、平成 22 年 11 月に本会及び県内全ての市町村社協が災害時の相互支援協定を締結し、県内で災害ボランティアセンターを開設する社協があった場合は、本会がコントロールセンターとなって情報の集約・発信、応援職員の派遣調整を行

う仕組みを構築した。

表 3-1　県外の災害ボランティアセンターへの応援派遣実績

年　月	災害名	派遣先	派遣職員数	
			県社協	市町村社協
平成 16 年 07 ～ 08 月	新潟県豪雨災害	新潟県中之島町	8	−
平成 16 年 10 ～ 11 月	新潟県中越地震	新潟県長岡市・川口町	7	35
平成 19 年 07 ～ 09 月	新潟県中越沖地震	新潟県刈羽村・柏崎市	12	11
平成 23 年 04 ～ 08 月	東日本大震災	福島県相馬市・いわき市	35	41
平成 27 年 09 ～ 11 月	関東・東北豪雨災害	茨城県常総市	4	21
平成 28 年 07 ～ 08 月	熊本地震	熊本県益城町	2	9
平成 30 年 07 ～ 10 月	西日本豪雨災害	広島県坂町・広島市	7	19
7 回合計			75	136

（3）千葉県災害ボランティアセンター連絡会

平成 16 年 10 月の新潟県中越地震における災害ボランティアセンター活動を受け、千葉県内で大規模災害が発生した場合を想定した協議を行うべきという動きが始まった。県内で被災地の支援活動を積極的に行おうとする団体が集まり、何度も協議を重ねた結果、平成 19 年 3 月に「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」を設立し、本会と日本赤十字社千葉県支部が共同で事務局を担うこととなった。

その後、県内で発生した災害に対する支援活動や市町村社協が実施する災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練への協力、定期的な会議等を行っていく中で、会員相互のネットワーク化を進めていった。

平成 29 年度には、千葉県地域防災計画が改正され、県災害ボランティアセンターは県知事の要請により開設するものとし、その運営は「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」が行うと定められた。

表 3-2　千葉県災害ボランティアセンター連絡会の構成団体

＜会員：16 団体＞
社会福祉法人千葉県共同募金会、千葉県ボランティア連絡協議会、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会、特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイク、公益社団法人ＳＬ災害ボランティアネットワーク、千葉土建一般労働組合、千葉県生活協同組合連合会、千葉県災害対策コーディネーター連絡会、日本労働組合総連合会千葉県連合会、特定非営利活動法人千葉県防災士会、公益社団法人日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会、千葉県弁護士会、一般社団法人千葉県社会福祉士会、ライオンズクラブ国際協会 333-C、日本赤十字社千葉県支部、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
＜サポート会員：3団体＞
株式会社ドコモＣＳ千葉支店、株式会社トヨタレンタリース千葉、株式会社大塚製薬工場 OS-1 事業部千葉支店
＜オブザーバー＞
特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ、千葉県防災危機管理部危機管理政策課、千葉県健康福祉部健康福祉指導課、千葉県環境生活部県民生活課

（4）東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分に宮城県牡鹿半島の東南東沖 130 km を震源とする東日本大震災が発生した。地震の規模はマグニチュード 9.0 で、日本における観測史上最大の地震であった。

この地震により巨大な津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が発生した。千葉県においても、太平洋沿岸部の津波被害と埋め立て地域を中心とした液状化被害が発生し、死者 21 人、行方不明者 2 人、負傷者 263 人といった人的被害に加え（令和 3 年 3 月警察庁発表）、建物損壊は全壊 801 棟を含む 65,000 棟という甚大な被害を受けた（平成 25 年 3 月千葉県発表）。

①県内災害ボランティアセンターの取組み

この状況を受け、本会及び 5 市社協が県内で初めて災害ボランティアセンターを設置し、被災者の支援活動に取り組んだ（表 3-3 参照）。応援職員の派遣は、津波被害が大きかった旭市と液状化被害の大きかった浦安市の 2 つの災害ボランティアセンターを中心に行った。前年に締結した県内社協間の災害時相互支援協定が効果を発揮した形となった。

また、県内の市町村社協では、「災害ボランティアセンター」という名称は使わず、通常のボランティアセンターの活動として、管内のボランティアの協力を得て、支援活動に取り組んだ社協が数か所あった。

活動前の打ち合わせの様子
（旭市災害ボランティアセンター）

ボランティアによる活動の様子
（浦安市災害ボランティアセンター）

表 3-3　東日本大震災における県内の災害ボランティアセンターの活動実績

項　　目	内　　容
設置状況	千葉県、市川市、佐倉市、旭市、我孫子市、浦安市
設置期間	平成 23 年 3 月 11 日～ 31 日
ボランティア人数	延べ 16,455 人
ボランティアの活動内容	泥かき、家財道具の運び出し、がれきの片付け、避難所の運営手伝い等
本会の活動	○旭市、浦安市の災害ＶＣの立ち上げ及び運営支援等に延べ 64 人の職員を応援派遣 ○相談対応（3,055 件） ○各災害ＶＣに対する資機材の提供 ○災害関連情報の発信
市町村社協の活動	○旭市、浦安市の災害ＶＣの立ち上げ及び運営支援等に延べ 103 人の職員を応援派遣 ○旭市、浦安市の災害ＶＣに対する資機材の提供

②県外の災害ボランティアセンターに対する支援活動

東北３県の災害ボランティアセンターに対する支援活動については、全社協及び各ブロックの幹事社協が協議して都道府県ごとに割り当てられた。千葉県チームは東京都チームと同じ福島県相馬市の災害ボランティアセンターを担当することとなったが、前記のように千葉県においても甚大な被害を受けたことから、県内の災害ボランティアセンターが閉所したことを受け、４月から相馬市災害ボランティアセンターの運営支援活動に合流した。

相馬市災害ボランティアセンターへの応援職員の派遣は、１チーム２人（本会職員１人、市町村社協職員１人）で４泊５日を１クールとして、閉所するまでの約３か月にわたって継続して派遣した。その後、派遣先を福島県いわき市災害ボランティアセンターに変更して約２か月派遣し、通算で５か月間派遣を続けた。

表 3-4　県外災害ボランティアセンターへの派遣状況①

派遣先	期　間	派遣人数
福島県相馬市	4 月 01 日～ 7 月 04 日	50 人（県社協 28 人、市町村社協 22 人）
福島県いわき市	7 月 11 日～ 8 月 31 日	26 人（県社協 11 人、市町村社協 15 人）

全社協の要請を受け実施してきたブロック派遣については、８月末をもって終了となり、その後の支援活動については、各社協間の関係性により行うこととなった。

千葉県チームは、被災社協の中でも正規職員全員が津波で亡くなり、嘱託職員２人になってしまった岩手県陸前高田市の災害ボランティアセンターを支援することとして３か月間市町村社協職員 11 人を派遣した。

表 3-5　県外災害ボランティアセンターへの派遣状況②

派遣先	期　間	派遣人数
岩手県陸前高田市	9 月 1 日～ 11 月 30 日	11 人（市町村社協 11 人）

ボランティアの受付の様子
（相馬市災害ボランティアセンター）

ボランティアによる活動の様子
（相馬市災害ボランティアセンター）

さらに、被災地でのボランティア活動を希望している大学生や県民を対象にボランティアバスの運行を実施した。

表 3-6　大学生向けボランティアバス実施状況（派遣先：福島県相馬市災害ボランティアセンター）

期　間	参加人数	参加大学
6 月 10 日～ 6 月 12 日	9	順天堂大学、川村学園大学、淑徳大学 城西国際大学、聖徳大学
6 月 17 日～ 6 月 19 日	10	
6 月 24 日～ 6 月 26 日	9	

表 3-7　一般県民向けボランティアバス実施状況（派遣先：岩手県大槌町災害ボランティアセンター）

期　間	参加人数
7 月 01 日～ 7 月 04 日	32
7 月 08 日～ 7 月 11 日	38
7 月 15 日～ 7 月 18 日	39

（5）令和元年房総半島台風等

千葉県は、令和元年 9 月 9 日に千葉県に上陸した台風 15 号（令和元年房総半島台風）、10 月 12 日の台風 19 号（令和元年東日本台風）、10 月 25 日の大雨（以下３つの災害を総称して「房総半島台風等」）の３つの災害に連続して見舞われたことにより、県内の広範囲において甚大な被害が発生した。この３つの災害における

千葉県の被害状況は表 3-8 のとおりである。

特に、房総半島台風は、県内で送電塔 2 本と電柱 84 本が倒壊したほか、推計約 2,000 本の電柱が損傷し、51 の自治体で停電が発生した。また、東京電力パワーグリッドの電力網復旧に時間を要したことにより停電が県内全域で完全復旧までに約 20 日間を要し、熱中症による死者が発生する事態となった。

表 3-8　令和元年房総半島台風等の県内の被害状況／令和 4 年 3 月千葉県発表

区　分	項　目	房総半島台風（台風 15 号）	東日本台風（台風 19 号）	10 月 25 日の大雨	合　計
人的被害	死者	12人(内災害関連死12人)	1 人	12 人	25 人
	重傷者	15 人	3 人	5 人	23 人
	軽傷者	76 人	22 人	6 人	104 人
住家被害	全壊	448 棟	32 棟	34 棟	514 棟
	半壊	4,694 棟	379 棟	1,890 棟	6,963 棟
	一部損壊	77,091 棟	10,607 棟	2,191 棟	89,889 棟
	床上・床下浸水	50 棟	33 棟	715 棟	798 棟
ライフライン被害	停電	641,000 軒	138,500 軒	23,400 軒	802,900 軒
	断水	133,474 戸	2,491 戸	4,699 戸	140,664 戸

①災害ボランティアセンターの活動

房総半島台風等により、県内 54 市町村社協の半数にあたる 27 市町社協が災害ボランティアセンターを開設した（図 3-1 参照）。本会は、災害時の相互支援協定に基づき県内社協に応援職員の派遣要請を行い、各社協とも可能な限り協力してくれた。しかしながら、災害ボランティアセンターの運営期間が長期化するに従い、応援職員の派遣調整は難航するようになった。その理由は、①災害ボランティアセンターを開設している社協が多いため、応援派遣に応じられる社協が限られていること、②ひとつの社協における職員数が少ないため、通常業務を行いながら連続して職員を派遣することが困難なことなどである。さらに、災害時の相互支援協定により、応援派遣に係る経費は派遣元が負担することになっていることから財政上の問題も顕在化した。[18)]

一方、千葉県災害ボランティアセンター連絡会のメンバーは、各災害ボランティアセンターの情報収集やそれぞれの団体の強みを生かして 13 市 5 町の災害ボラン

18）全社協を中心に要望活動を続けた結果、内閣府通知により令和 2 年 8 月から都道府県又は市町村がボランティア活動等の事務を災害ボランティアセンター（市町村社協等が設置するもの）に委託して実施する場合は、社協等職員の時間外手当等の人件費と応援職員に係る旅費については、災害救助法における公費負担の対象とすることとなった。

ティアセンターに対する支援活動を実施し、派遣したスタッフ数は延べ 849 人に上った。

さらに、「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」[19] のメンバーなども応援に入り、各災害ボランティアセンターの運営課題の洗い出しや新たなホームページの作成等、現地情報の発信に取り組んでくれた。

房総半島台風等で苦慮したことは、災害ボランティアセンターへの依頼内容の多くが、風害により損壊した屋根にブルーシートを展張してほしいというものだった。一般のボランティアが行うには危険であるため、展張の技術を持ったボランティアを募集したり、ブルーシートの展張の方法を教える講習会を実施して対応したものの、ニーズの減少にはなかなか結び付かなかった。後半には、自衛隊による対応や千葉県が応急防水施工業者と申込みのあった県民とを結びつける取組みを始めたことでボランティアセンターに依頼があったニーズも解消していった。

富津市災害ボランティアセンターの様子

館山市の被災状況

19）企業、ＮＰＯ、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織。平成 16 年 10 月の新潟県中越地震発生直後に経団連、日本ＮＰＯセンター、全国社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、日本赤十字社、中央共同募金会等で災害ボランティア活動支援に関し、情報交換の機会を持ったことをきっかけとして、平成 17 年 1 月に中央共同募金会に設置された。通称は支援Ｐという。

図 3-1　令和元年房総半島台風等における市町災害ボランティアセンターの開設状況

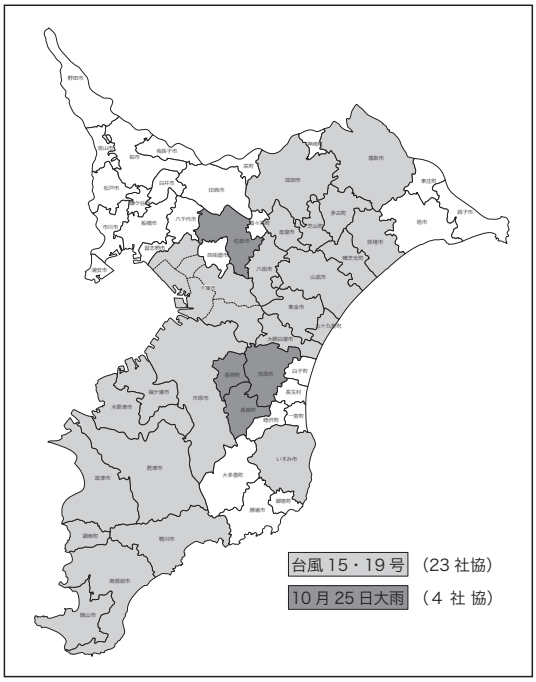

表 3-9　令和元年房総半島台風等における本会の取組み

内　　容	実施期間	派遣先及び派遣元の社協一覧	派遣人数
千葉県災害ボランティアセンターの設置・運営	9/12 ～ 12/6	千葉県からの要請を受け、千葉県社会福祉センター内に「千葉県災害ボランティアセンター」を設置し、千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員とともに次の事項に取り組んだ。 ●災害ボランティアに関する相談対応 ●市町災害ボランティアセンターへの人員派遣及びその調整 ●市町災害ボランティアセンターが必要とする物資の調達 ●寄贈品等の需給調整 ●災害ボランティアセンター関係の情報発信及び報道機関等への対応 ●内閣府、厚生労働省、千葉県、全社協、中央共同募金、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等との連絡調整	
市町災害ボランティアセンターの設置支援	9/12	3 班に分けて 6 市 1 町社協に先遣隊を派遣	5 人
本会職員を応援派遣	9/14 ～ 11/29	派遣先：9 市 5 町の災害ボランティアセンター	延べ 268 人
県内市町村社協職員の派遣調整	9/14 ～ 11/29	●派遣先：9 市 5 町の災害ボランティアセンター ●派遣元：29 市 14 町 1 村の社協	延べ 962 人

②関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協からの支援

県内社協職員や千葉県災害ボランティアセンター連絡会のメンバーによる支援はあるものの、開設している災害ボランティアセンターが多いことから、応援職員の絶対数の不足は否めなかった。

そのような時に、関東甲信越静ブロックによる応援派遣は心強かった。まず、窓口を幹事の東京都社協で一本化し、ブロック内の派遣調整を一手に引き受けてくれたこと、派遣職員は1クール3泊4日で応援に入るが、各クール間に重なる期日を設けて引継ぎを行うため穴が開くことがなく、確実に人員を確保できるようになったことなどが挙げられる。

関東甲信越静ブロックによる応援は、10月12日の令和元年東日本台風により関東ブロック内の各地で甚大な被害が発生したことから派遣終了となった県もあったが、それ以外の社協は10月30日まで支援活動を継続してくれた。

表3-10　令和元年房総半島台風等における関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協における応援職員派遣状況

派遣先	派遣元の応援社協	応援期間	応援日数	応援人数
館山市 災害ＶＣ	長野県内社協（1県5市1町1村） 山梨県内社協（1県1市1町） 新潟県内社協（1県3市）	09/26～10/11	16日	29人
鴨川市 災害ＶＣ	茨城県内社協（1県9市1町1村） 栃木県内社協（1県8市1町）	09/20～10/11	22日	35人
君津市 災害ＶＣ	群馬県内社協（1県5市1町1村） 埼玉県内社協（1県13市2町） さいたま市社協（1市）	09/20～10/11 10/15～10/18	26日	40人
富津市 災害ＶＣ	静岡県内社協（1県8市1町） 静岡市（1市） 新潟市（1市） 浜松市（1市）	09/26～10/11 10/15～10/30	33日	44人
南房総市 災害ＶＣ	神奈川県内社協（1県3市1町） 横浜市（1市） 川崎市（1市） 相模原市（1市）	09/20～10/11 10/15～10/27	35日	50人
鋸南町 災害ＶＣ	東京都内社協（1都16区11市）	09/20～10/11 10/15～10/24	29日	49人
6市町	1都9県7指定都市（111社協）	総合期間 09/20～10/30	平均日数 26.8日	実人数247人 延べ人数958人

図 3-2　令和元年房総半島台風等に係る千葉県内災害ボランティアセンター関係の活動の推移

	項　目	9月			10月			11月			12月	運営実績
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	
1	災害の発生	9/9 令和元年房総半島台風				10/12 台風 19 号	10/25 大雨災害					
2	住民ニーズの変化	・家屋の損壊 ・倒木等 ・停電、給水	→	→		・停電、給水	・河川の越水 ・家屋の浸水	→	→			
3	千葉県の動き	9/10 災害対策本部設置	→	→	→	→	・10/21 災害復旧・復興本部へ移行	→	・11/13 解散	→	→	
4	県災害ＶＣの運営		9/12 設置	→	→	→	→	→	→	→	12/6 閉鎖	開設 86 日間
5	市町災害ＶＣの開設	2 社協（佐倉市、香取市）	20 社協（館山市、八街市他）	2 社協（匝瑳市、芝山町）		※再開 2 社協（木更津市、いすみ市）	3 社協（茂原市、長柄町他）	※再開 1 社協（山武市）				● 27 市町が開設 ● 12,931 件の支援ニーズに対応 ●延べ 37,711 人のボランティアが参加
6	市町災害ＶＣの閉鎖			9 社協（八街市、横芝光町他）		3 社協（富里市、匝瑳市、多古町） ※再開 2 社協	5 社協（南房総市、鋸南町他）	2 社協（富津市、香取市）※再開 1 社協	7 社協（茂原市、市原市他）	1 社協（長柄町）		35.8 日（平均開設日数）
7	生活復興ＶＣ等への移行						1 社協（鋸南町）	3 社協（富津市、鴨川市、南房総市）	1 社協（市原市）			5 市町が移行
8	市町災害ＶＣへの職員派遣（県社協）		9/14 派遣開始	→	→	→	→	→	→	11/29 派遣終了		延べ 268 人を派遣
9	市町災害ＶＣへの職員派遣（市町村社協）		9/14 派遣開始	→	→	→	→	→	→	11/29 派遣終了		延べ 962 人を派遣
10	市町災害ＶＣへの職員派遣（関東ブロック社協）			9/20 派遣開始	→	→	10/30 派遣終了					延べ 958 人を派遣
11	市町災害ＶＣへの人員派遣（県災害 VC 連絡会）		9/14 派遣開始	→	→	→	→	→	→	11/29 派遣終了		延べ 849 人を派遣

（6）県内におけるその他の大規模災害への対応

①野田市竜巻災害

平成 25 年 9 月 2 日に埼玉県越谷市で発生した竜巻は千葉県野田市まで達し、経路にあたる地域では大きな被害を受けた。野田市も負傷者 1 人、建物損壊 153 棟という被害があったため、翌 3 日に野田市社協が災害ボランティアセンターを開設。閉所するまでの 11 日間で延べ 91 人のボランティアの協力を得て、損壊した家屋の片づけ等を行った。

表 3-11　野田市竜巻災害における県内災害ボランティアセンターの実施状況

派遣先	開設期間	ボランティア人数	応援派遣人数
野田市	9 月 3 日～ 11 日	延べ 91 人	79 人（県社協 13 人、市町村社協 28 人、連絡会 38 人）

②台風 26 号による水害

平成 25 年 10 月 16 日に千葉県を通過した台風 26 号により、死者 1 人、負傷者 21 人、床上・床下浸水を中心とした建物被害 4,129 棟という被害が発生したため、茂原市、我孫子市、香取市の各社協が災害ボランティアセンターを開設した。

茂原市と我孫子市は、閉所するまでの約 2 週間でボランティア延べ 697 人の協力を得て、浸水した畳や家財道具等の運び出し、片づけ等を行った。

香取市は、災害ボランティアセンターを開設したが、被災者からのボランティアの要請はなかった。

表 3-12　台風 26 号における県内災害ボランティアセンターの実施状況

派遣先	開設期間	ボランティア人数	応援派遣人数
茂原市	10 月 17 日～ 29 日	延べ 374 人	84 人（県社協 11 人、市町村社協 17 人、連絡会 56 人）
我孫子市	10 月 17 日～ 28 日	延べ 323 人	3 人（県社協 2 人、市町村社協 1 人）
香取市	10 月 17 日～ 21 日	0 人	3 人（県社協 3 人）

2　災害ボランティアセンター運営者の養成

大規模災害が発生すると被災地の災害ボランティアセンターの運営を支援するため、全国の社協職員が応援派遣される仕組みが整ってきたことから、本会では、平成 18 年度から災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成するための研修を継続的に行っている。

また、この 20 年間で県外の災害ボランティアセンターの運営支援のために社協職員を派遣した回数が 7 回、県内で災害ボランティアセンターを設置して対応した

災害が４回あり、実際の災害ボランティアセンターの運営で実践を積んだ社協職員は延べにして 1,800 人を超えている。

3 大規模災害時における特例貸付

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災により被災した住民の当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金の特例貸付が初めて行われた。それ以降、大規模災害が発生した場合には、その状況に応じて貸付対象者の拡大や据置期間・償還期間の延長などの措置を講じた特例貸付が実施され、各ブロックから社協職員が貸付事務の応援に入る仕組みが定着した（表 3-13 参照）。

また、東日本大震災及び令和元年房総半島台風等においては、県内でも市町村社協を相談窓口として実施し、合計 205 件、総額約 4,880 万円の貸付けを実施した（表 3-14 参照）。

表 3-13　千葉県チームを派遣した大規模災害時の特例貸付の実施状況

年度	創設された貸付事業等	内　容　等
平成 16 年	新潟県中越地震により特例貸付を実施	新潟県小千谷市の生活福祉資金特例貸付の運営支援のため本会職員２人を派遣
平成 23 年	東日本大震災により特例貸付を実施	福島県いわき市の生活福祉資金特例貸付の運営支援のため県内社協チームとして 10 人を派遣
平成 28 年	熊本地震により特例貸付を実施	熊本県熊本市の生活福祉資金特例貸付の運営支援のため県内社協チームとして３人を派遣
平成 30 年	西日本豪雨災害により特例貸付を実施	広島県呉市の生活福祉資金特例貸付の運営支援のため本会職員４人を派遣

表 3-14　千葉県内の大規模災害時における特例貸付等の実施状況

災害名	資金種類		貸付件数	貸付金額
東日本大震災	緊急小口資金		152 件	20,880,000 円
	生活復興支援資金	一時生活支援費	10 件	7,800,000 円
		生活再建費	３件	1,331,280 円
		住宅補修費	12 件	12,070,100 円
令和元年房総半島台風等	災害援護費		６件	4,899,500 円
	緊急小口資金		22 件	1,759,300 円

4 福島県復興支援員事業

本会は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力事故等により福島県から千葉県内に避難した人たちを支援するため、平成 27 年 1 月から福島県からの委託事業として「福島県復興支援員事業」を開始した。

この事業は、本会が雇用する「福島県復興支援員」が福島県からの避難者を個別訪問して生活の状況を聞き、困ったこと等があれば関係機関へつなげるというものである。

事業開始当初の訪問対象は、1,600 世帯だったが、千葉県への定住を決めたり、帰還困難地域の解除とともに福島県に帰還するなどして、令和 3 年度末では 150 世帯まで減少している。

事業開始から令和 4 年 3 月末までの福島県復興支援員が訪問した回数は 2,434 戸であり、気になる世帯については定期的に訪問して状況把握に努めている。訪問した際に面会できるのは 3 割強である。これは、事前のアポイントがなかなか取れないため、アポイントなしで訪問する方法をとっていることもあるが、千葉県内ですでに就労していたり、別の場所に転居していることが多いためである。

表 3-15　福島県復興支援員による戸別訪問の実績

年　度	訪問世帯数	面会世帯数	面会率（%）	備　考
平成 26 年度	59	20	33.9	平成 27 年 1 月事業開始
平成 27 年度	399	102	25.6	
平成 28 年度	392	127	32.4	
平成 29 年度	419	126	29.4	
平成 30 年度	509	170	33.4	
令和 元 年度	386	141	36.5	
令和 2 年度	209	92	44.0	新型コロナのため訪問休止期間あり
令和 3 年度	61	24	39.3	新型コロナのため訪問休止期間あり
合　計	2,434	799	32.8	

5 災害時における要配慮者の支援に関する取組み

（1）災害時要配慮者支援セミナーの開催

大規模災害発生時に支援を要する高齢者、障害者、子ども、妊産婦等に対する支援方策について継続的にセミナーを開催することで、各自治体や福祉施設等の取組みを支援した。

表 3-16　災害時要配慮者支援セミナーの開催状況

年　度	テーマ	参加者数
平成 25 年度	災害にも強いまちづくりを目指して	57
平成 26 年度	男女共同参画の視点から見た災害時要援護者への対応	164
平成 27 年度	要配慮者に対応した避難所運営を考える	97
平成 28 年度	災害時における高齢者福祉施設、行政等のＢＣＰ、ＢＣＭについて	146
平成 29 年度	災害時における障害者福祉施設、行政等のＢＣＰ、ＢＣＭについて	137

（2）千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）体制整備事業の開始

東日本大震災では、地震や津波などの直接的な要因による死者・行方不明者が約1万8千人と発表されているが、一方で、避難所等で避難生活を送るうちに体調を悪化して亡くなる「災害関連死」と診断された人が震災後1年間で約1,600人おり、その9割は高齢者であった。発災直後の超急性期は、命を守るための対応として災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）[20]等の医療職が中心となるが、そのあとからは、福祉や保健が中心となって、災害関連死を防ぐための対応をしていくことが重要である。

千葉県は、令和2年7月に大規模災害時に円滑に福祉的支援を行うための体制整備を目的として「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を設立。同時に、発災後の避難所等において、要配慮者の生活機能の低下を防ぎ、安定的な日常生活へ移行するための福祉的支援を行うことを目的に福祉専門職で構成する「災害福祉支援チーム」（以下「ＤＷＡＴ」）[21]の派遣に関する基本協定を県内の福祉関係団体等と締結した。

本会は、千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局を県と共同で担うとともに、千葉県ＤＷＡＴのチーム員の養成を行っている。県内の福祉施設や職能団体に対してチーム員の募集を行ったところ約700人から応募があり、令和2年10月から年間150～200人ずつ登録時の研修を開始した。また、令和3年からは先遣チーム員研修及びリーダー研修も開始している。

20）医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持ち専門的な訓練を受けた医療チーム。Ｄisaster Ｍedical Ａssistance Ｔeamの頭文字をとって略して「ＤＭＡＴ（ディーマット）」と呼ばれている。

21）災害時における長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども等）に対する福祉支援を行う福祉専門職のチーム。Ｄisaster Ｗelfare Ａssistance Ｔeam　の頭文字をとって略して「ＤＷＡＴ（ディーワット）」と呼んでいる。

先遣チーム員研修の様子

千葉県災害福祉支援ネットワークの構築に係るワーキンググループ

表 3-17　千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会加盟団体等一覧

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会 加盟団体（22 団体）	災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定 締結団体（16 団体）
千葉県社会福祉法人経営者協議会	千葉県社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会
一般社団法人千葉県老人保健施設協会	一般社団法人千葉県老人保健施設協会
一般社団法人ちば地域密着ケア協議会	一般社団法人ちば地域密着ケア協議会
特定非営利活動法人千葉市老人福祉施設協議会	特定非営利活動法人千葉市老人福祉施設協議会
千葉県身体障害者施設協議会	千葉県身体障害者施設協議会
千葉県知的障害者福祉協会	千葉県知的障害者福祉協会
特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会	特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会
一般社団法人千葉県社会福祉士会	一般社団法人千葉県社会福祉士会
一般社団法人千葉県介護福祉士会	一般社団法人千葉県介護福祉士会
一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会	一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会
特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会	特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会
一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会	一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会
社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会
千葉県児童福祉施設協議会	千葉県
千葉県保育協議会	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	
一般社団法人千葉市身体障害者連合会	
千葉県市長会	
千葉県町村会	
千葉県	
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	

（順不同）

図 3-3　千葉県ＤＷＡＴの派遣の仕組み

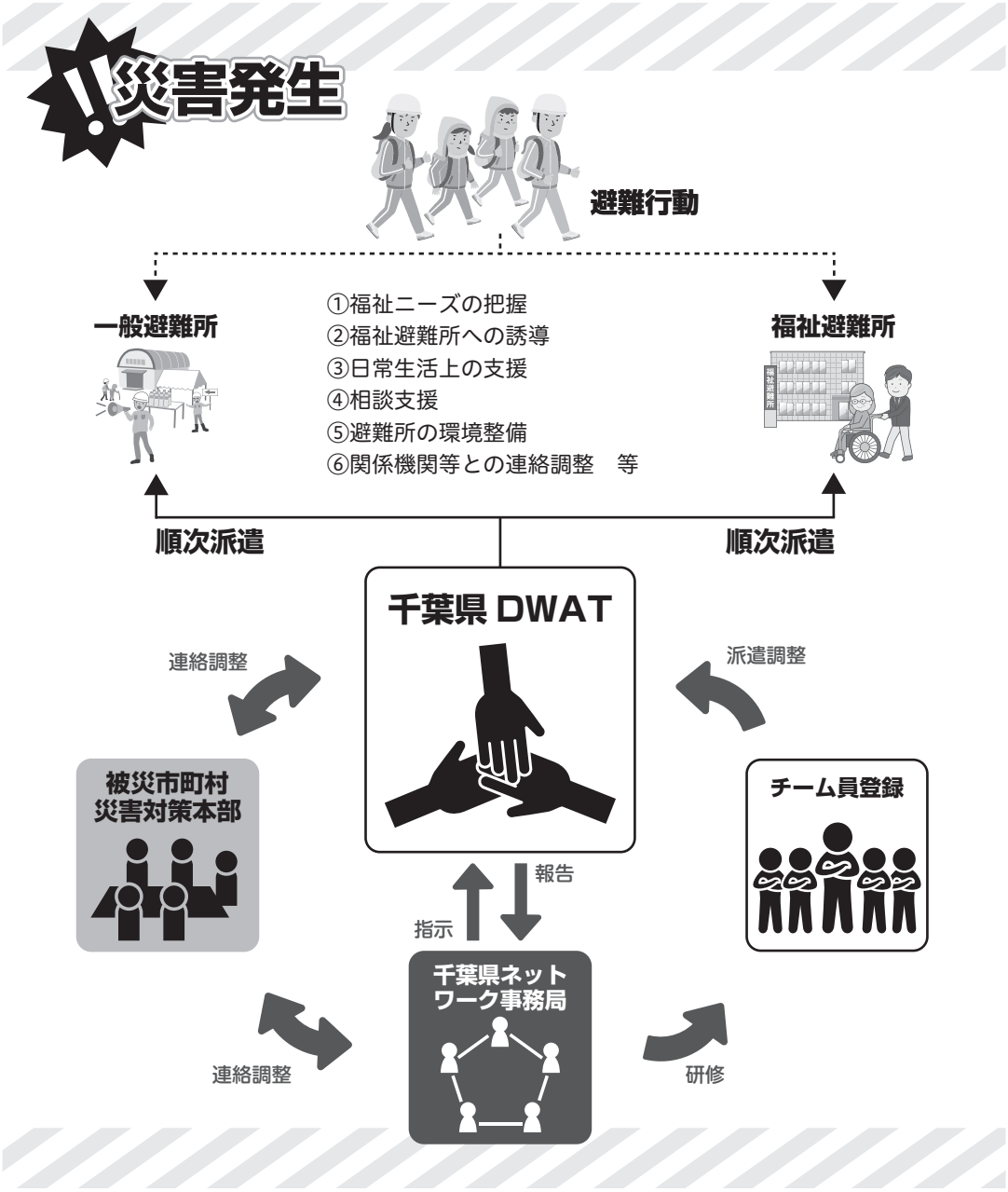

第4章

福祉サービス事業者への支援

第4章　福祉サービス事業者への支援

Ⅰ　社会福祉施設等への経営支援

（1）社会福祉施設経営指導事業

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と福祉サービスの質の向上を目指し、専門家による指導援助を行うため、平成２年度から国庫補助事業として開始している（平成 16 年度から県補助事業に変更)。弁護士、社会保険労務士、税理士等の経営指導員を配置し、法人経営・労務管理・会計・安全衛生・その他の相談に対応している。

従来は年間 300 件を超える相談があったが、平成 27 年度以降は社会福祉法人制度改革や働き方改革の影響もあり、独自に労務管理や会計の専門家と顧問契約を結ぶ法人が増えてきていること等から相談件数は減少している。

図 4-1　社会福祉施設経営指導事業における相談件数の推移

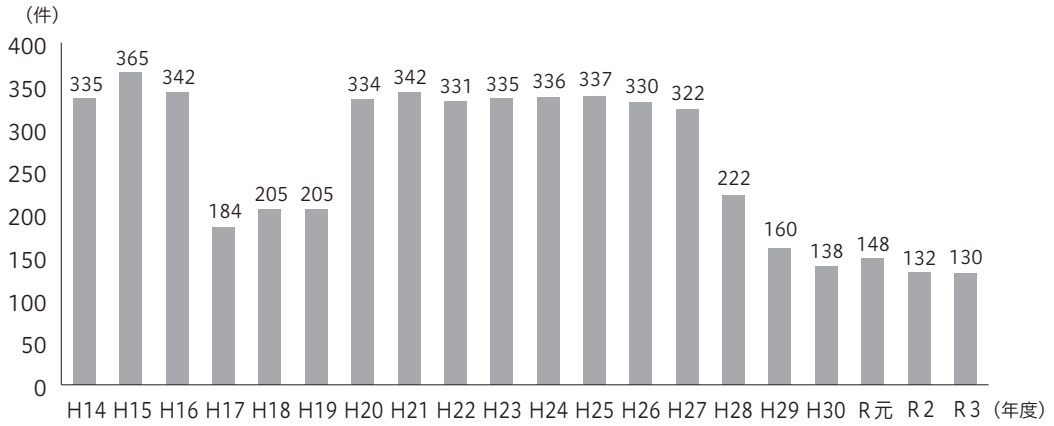

（2）新型コロナウイルス感染症発生施設等に対する応援職員派遣コーディネート事業

高齢者福祉施設や訪問介護事業者等において、クラスター等が発生して介護職員が不足している場合、他の施設から代わりの応援職員を派遣するための調整を行うコーディネート事業を県から受託し、令和２年９月から開始した。

まず、県内の高齢者福祉施設等の介護職員のうち、応援派遣に応じる職員を募集し、感染防止対策研修の修了者を登録。高齢者福祉施設等から介護職員の派遣要請を受け、応援職員の派遣調整を行っている。

派遣実績は表 4-2 のとおりであり、登録した職員は 138 人いるが、実際の派遣調整になると人手不足や自施設での感染者発生等を理由に派遣を断られるケースが多い。

なお、派遣された施設からは応援職員を出した施設や応援職員に対して感謝の声が寄せられている。

表 4-2　応援職員派遣コーディネート事業における派遣状況

年度	派遣先	派遣人数	派遣日数	業務内容
令和２年度	老人保健施設	2	12 日間	クラスター発生施設のグリーンゾーンにおける介護業務
	老人保健施設	3	8日間	玉突き派遣施設における介護業務
	特別養護老人ホーム	2	10 日間	玉突き派遣施設における介護業務
	特別養護老人ホーム	1	7日間	玉突き派遣施設における介護業務
	訪問介護事業所	1	2日間	居宅のレッドゾーンにおける訪問介護業務
令和３年度	デイサービスセンター	2	3日間	玉突き派遣施設における介護業務
	老人保健施設	1	6日間	クラスター発生施設のグリーンゾーンにおける介護業務
	特別養護老人ホーム	1	2日間	クラスター発生施設のグリーンゾーンにおける環境整備業務
	特別養護老人ホーム	1	2日間	クラスター発生施設のグリーンゾーンにおける介護業務
	特別養護老人ホーム	1	3日間	クラスター発生施設のグリーンゾーンにおける介護業務

※玉突き派遣施設：同一法人内でクラスターが発生した施設に応援職員を出した結果、職員不足になった施設。

応援職員登録者に対する感染症対策研修の様子

応援職員による汚染ゴミの片付け（特養）

2　各種別協議会への支援

本会は、設立当初から福祉施設の種類ごとに内部組織として部会を設置し、施設支援を行ってきた。時代の流れとともに各部会は種別協議会へと発展し、本会が継

続して事務局を担当している協議会と独立して独自の事務局を持って運営している協議会とに分かれていった。

現在、本会が事務局を担当している種別協議会は表 4-3 のとおり。

表 4-3　本会が事務局を担当している種別協議会

名　　称	事業内容（会員数はいずれも令和 3 年度末時点）
千葉県保育協議会 部会設立年度　：昭和 26 年度 協議会設立年度：昭和 46 年度	約 780 か所の公立私立認可保育所、認定こども園（千葉市除く）で構成。 ＜主な事業＞ ・委員会活動（総務、研修、広報、調査研究、食育推進） ・保育研究大会及び保育園振興大会の開催 ・階層別研修の開催（保育所長、初級、中堅、主任） ・専門研修の開催（障害児、乳児、給食、子育て支援、病児・病後児、特別） ・保育士や保育教諭、保育施設長に対するアドバイザー、コンサルタントの派遣など
千葉県福祉医療施設協議会 部会設立年度　：昭和 46 年度 協議会設立年度：昭和 56 年度	10 か所の医療保護施設、無料低額診療施設、無料低額老人保健施設で構成。 ＜主な事業＞ ・施設相互の連絡及び調整 ・研修会の開催（施設長・職員合同、県内・県外視察）など
千葉県社会福祉法人経営者協議会 協議会設立年度：平成 2 年度	約 240 か所の社会福祉法人経営者で構成。また、50 歳未満の経営者等約 60 名で構成する青年部会も設置している。 ＜主な事業＞ ・専門部会の活動（経営対策、総務広報、研修） ・青年部会の各委員会活動（総務、広報、研修）、研修会の開催 ・プロジェクト会議の開催（公益事業検討、災害福祉支援） ・社会福祉経営者大会の開催 ・研修会の開催（経営者セミナー、経営支援セミナー、経営協セミナー）など

3　「地域における公益的な取組」について

（1）社会福祉法人に対するアプローチ

平成 29 年 4 月に施行された改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）により、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」を実施することが責務として位置づけられた。また、そのことは、毎年度所轄庁に提出する「現況報告書」の中に記載することとなり、独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を使ってインターネットを通じて公表することが義務付けられた。

本会は、市町村社協及び千葉県社会福祉法人経営者協議会の会員法人に対し、地域における公益的な取組を実施するようアプローチを重ねた結果、令和 2 年度の現

況報告書ではほぼ100％の法人が実施するようになった。

（2）若者チャレンジ支援デュアル・システム

千葉県社会福祉法人経営者協議会は、福祉分野を目指す若者を「修学」と「就業」の両面（デュアル）から支援する新しい奨学制度「若者チャレンジ支援デュアル・システム」を平成28年度から開始した。

このシステムは、学びながら働く、働きながら学ぶ意欲のある学生・外国人留学生を対象として施設と雇用契約を締結し、学校に通って介護福祉士や社会福祉士、保育士の資格取得の勉強をしながら、施設職員として施設における業務も経験するというものである。

具体的には、学生と雇用契約を締結した施設が就学期間中の授業料を年間40万円を上限に補助する「奨学支援金」と、月2万円の「生活支援金」を給付。一方学生は、施設職員として週末や夏・冬休みなどに学業に支障のない範囲で年間300時間を目安として施設の補助的な業務に従事するというものである。また、業務に従事した時間に応じた所定の給与を支給するほか、「生活支援金」は返還不要、「奨学支援金」については学校卒業後、雇用契約を結んだ施設で3年間勤務を継続することで返還が免除される。

これまでの利用者は7人と限られた利用に留まっていることから、活発な制度の利用が図られるよう、より広い周知広報が望まれる。

図 4-1　若者チャレンジ支援デュアル・システムの概要

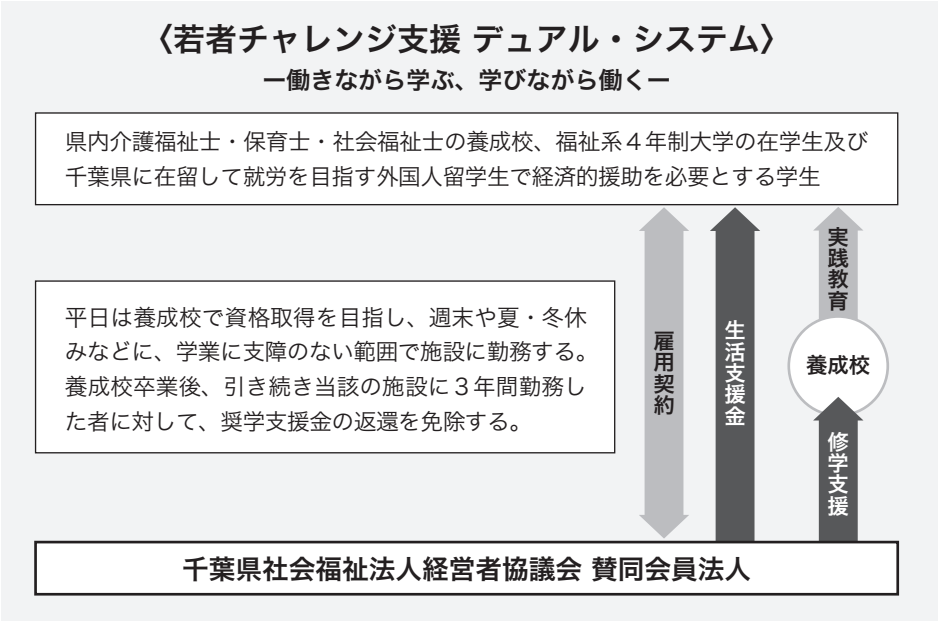

第5章

福祉人材の確保・定着及び育成への取組み

第５章　福祉人材の確保・定着及び育成への取組み

Ⅰ　福祉人材の確保・定着に向けた取組み

（１）千葉県福祉人材センター

①変遷

平成４年９月に開所した「千葉県福祉人材情報センター」が始まりであり、当初は情報提供は行えたが、職業紹介は行えなかった。同年６月の社会福祉事業法等の一部改正を受け、平成５年４月から「千葉県福祉人材センター」として県の指定を受けるとともに、同年７月に無料職業紹介所の許可を得て職業紹介事業を開始した。

平成 22 年２月には求職者にとって利便性の高い千葉駅近辺のビルに「ちば駅前バンク」を開設し、キャリア支援専門員を２人配置した。平成 24 年４月からは同ビルに福祉人材センターも移転し、ちば駅前バンクと統合した。平成25年度からは、保育人材の確保対策として「ちば保育士・保育所支援センター」業務が加わった。

令和元年度から「千葉県外国人介護人材支援センター」業務を県から新たに受託するのに合わせ、平成 31 年４月に事務局組織を改編し、「福祉人材確保・定着推進部」を新設して、それまで福祉サービス事業部で行っていた福祉人材センター関係業務を福祉人材確保・定着推進部へ移管した。また、令和２年４月からは福祉資金部が担当していた介護福祉士修学資金などの貸付業務も福祉人材確保・定着推進部へ移管し、福祉人材確保に関係する業務の集約を行った。

福祉人材センターとして千葉県から指定を受けて以来、インターネットの普及拡大、有料職業紹介事業の発展などにより、求人・求職活動をめぐる環境は大きく変化してきているが、今後も高齢者人口が増加する一方で生産年齢人口の減少が見込まれることなどから、福祉人材の確保は今なお喫緊の課題となっている。

②無料職業紹介事業

福祉人材センターは、福祉分野への就業希望者に適切な職業紹介を無料で実施することを主要事業のひとつとしている。現在の Cool システム（福祉人材情報システム）は平成 18 年 12 月から稼働しており、平成 19 年度以降、求人登録者数が求職登録者数を大きく上回る状況が続いているが、求人登録者数は平成 26 年度をピークに減少傾向、求職登録者数は平成 29 年度を底に増加傾向となっている。

また、紹介就職者数は平成 20 年代前半と比較すれば減少しているが、平成 29 年度からは少しずつ増加してきている。

Cool システムは、平成 25 年度から平成 30 年度にかけ、求職者による求人情報の検索や求人事業所による求職者情報の検索に係る機能の充実、インターネットに

よる求職登録や情報提供機能の拡充などを行っており、求人・求職ともに福祉人材センターを介さずに情報を得やすくなってきている。

図 5-1　千葉県福祉人材センターが取り扱った求人・求職登録者数の推移（Cool システム稼働後）

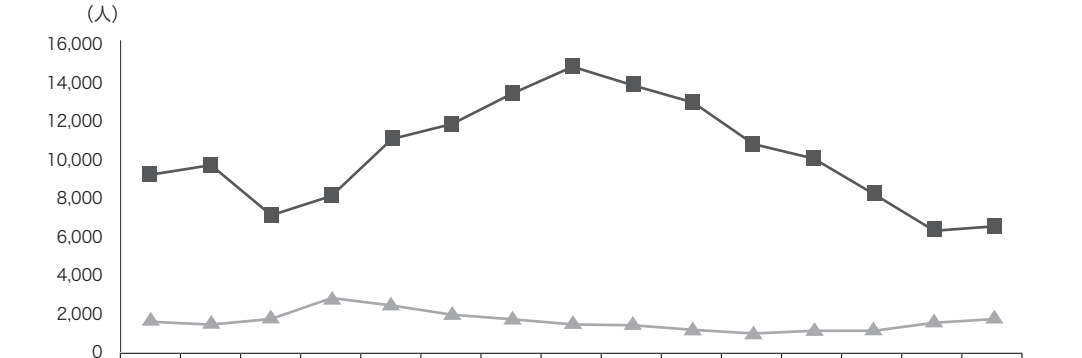

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
求職登録者	1,372	1,225	1,520	2,606	2,219	1,738	1,502	1,235	1,190	953	765	904	906	1,320	1,515
求人登録者	9,016	9,512	6,907	7,913	10,868	11,653	13,235	14,625	13,659	12,766	10,604	9,852	8,003	6,102	6,333

（年度）

※福祉人材情報システム変更時に登録者数の集計方法に変更があったため、上記データは平成 19 年度以降を掲載。

図 5-2　千葉県福祉人材センターが取り扱った紹介就職者数の推移（Cool システム稼働後）

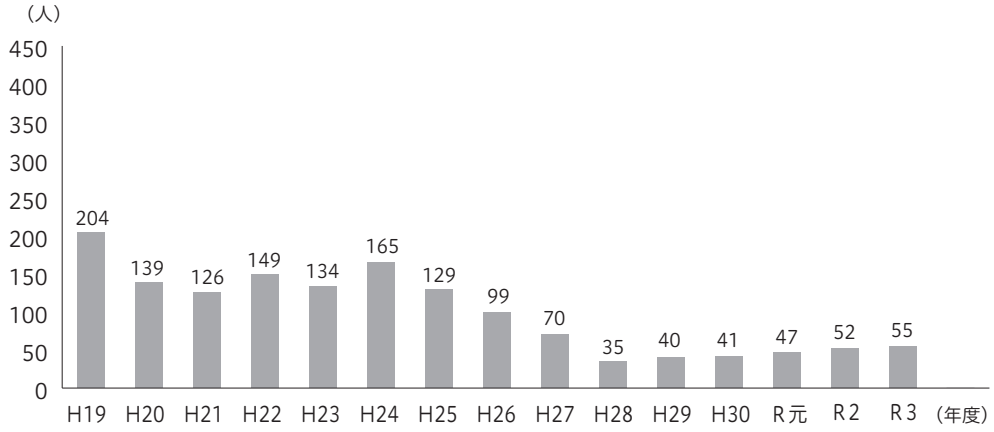

※福祉人材情報システム変更時に紹介就職者数の集計方法に変更があったため、上記データは平成 19 年度以降を掲載。

③福祉職場説明会等の開催

福祉職場への就職希望者が福祉職場の採用担当者などから直接話を聞くことのできる個別面談の場を提供する「福祉のしごと就職フェア」（合同就職説明会）（以下「就職フェア」）を開催している。求人側の人気は高く、参加希望事業所が募集枠を越える状況となっている。また、就職フェアに参加する求職者は、10 年ほど前は 10 代、20 代の若者が 6 割から 7 割と多かったが、近年は 40 代以上が 6 割前後になるなど、

時代の変化が感じられる。

就職フェアは、長く千葉市内の大規模会場を中心として開催していたが、令和元年度から規模は小さくなっても複数の地域での開催に取り組んでいる。平成 24 年度以降減少傾向にあった求職者の参加が令和元年度以降は少しずつ増加している。

令和２年度以降の就職フェアでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人と人の距離をとった配置とするほか、入口での検温、求職者と事業者の間へのパーテーションの設置や会場内に多数の消毒液の設置などを行って実施している。

その他にも、福祉の仕事の具体的内容や求められる人物像などについて福祉施設職員から話を聴くことができる「福祉のしごと就職ガイダンス」、社会福祉士や介護福祉士などの仕事や資格取得について専門職から話を聴くことができる「福祉のしごとセミナー」、福祉の職場を見学する「福祉のしごと施設見学会」、実際に福祉の職場を体験できる「福祉の職場体験事業」など、福祉施設の役割や職務への理解を深め、就労意欲を高めるための様々な取組みを実施している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により福祉のしごと施設見学会や福祉の職場体験事業がほとんど実施できなくなった際には、「施設紹介」のチラシを毎月発行するなど情報提供に努めた。

さらには、令和３年度には、求人事業所の作成した仕事や雇用条件等の動画を一定期間見ることができる「福祉のしごとオンライン説明会」を実施するなどしている。

図 5-3　福祉のしごと就職フェア参加求職者数の推移

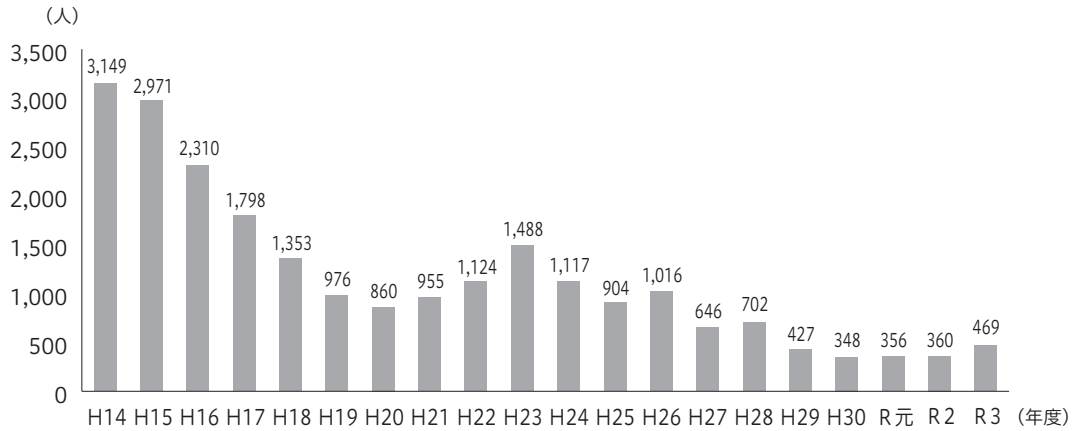

福祉しごと就職フェアの様子（平成 22 年度）

④福祉人材確保に係るその他の取組み

福祉系大学・専門学校等を訪問し、福祉人材センターの事業案内、就職・資格等に関する相談や求職登録を行ったり、県内各地のハローワークでの福祉の資格取得や就職に係る定期的な出張相談、新任職員や中堅管理者、経営者向けの就労定着支援セミナーの開催、専門の相談員を配置してのメンタル相談など福祉人材の確保や定着支援の取組みを実施している。

⑤教員免許特例法に基づく介護等体験受入調整事業

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教員免許法の特例に関する法律」が平成 10 年 4 月から施行されたことに伴い、小・中学校教員を目指す学生を対象として社会福祉施設等での介護等体験が義務付けられた。

福祉人材センターは、そのための学生と受入施設との調整を行う事業を実施しており、平成 14 年度から平成 20 年度までは毎年 3,000 人前後、平成 21 年度から令和元年度までは毎年 2,500 人前後の調整を行った。令和 2 年度及び令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、社会福祉施設等で介護等体験の代替として、大学等での授業を充てることができる措置が講じられたため、受入調整を申し込んだ学生は激減した。

また、受入調整後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当初の受け入れ施設での体験が中止となり代替措置への切り替えとなったり、受け入れ施設の再調整なども発生した。

図 5-4　介護等体験受入調整実施者数の推移

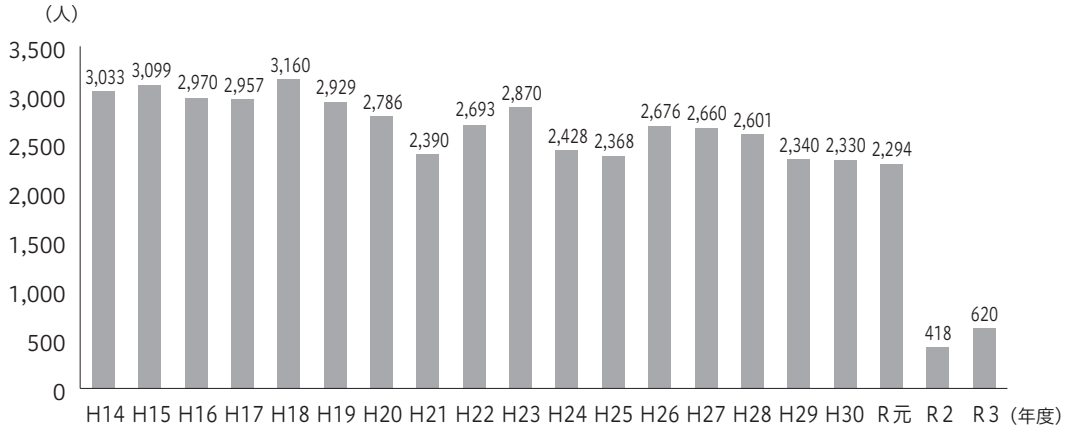

（2）ちば保育士・保育所支援センター

①保育士人材バンク事業

ちば保育士・保育所支援センター（以下「保育士センター」）は、待機児童の解消と保育人材確保の取組みとして、平成 25 年 8 月に千葉県福祉人材センター内で事業を開始した。保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の再就職支援や現場復帰のための保育士研修等の取組みを行っている。また、令和 3 年 3 月からは、放課後児童クラブの放課後児童支援員の人材確保に関する事業も加わった。

求人登録の状況は、平成 26 年度以降しばらく横ばいであったが、令和元年度に大きく増加し、その後再び横ばいとなっている。求職登録の状況は、平成 29 年度までは波があったが、令和元年度以降は増加傾向となっている。

就職者数は、平成 27 年度以降は 100 ～ 140 人の間で推移している。なお、平成 30 年度が高いのは過去の未把握分を把握し計上したことによるものである。

図 5-5　ちば保育士・保育所支援センターにおける求人・求職登録者数の推移

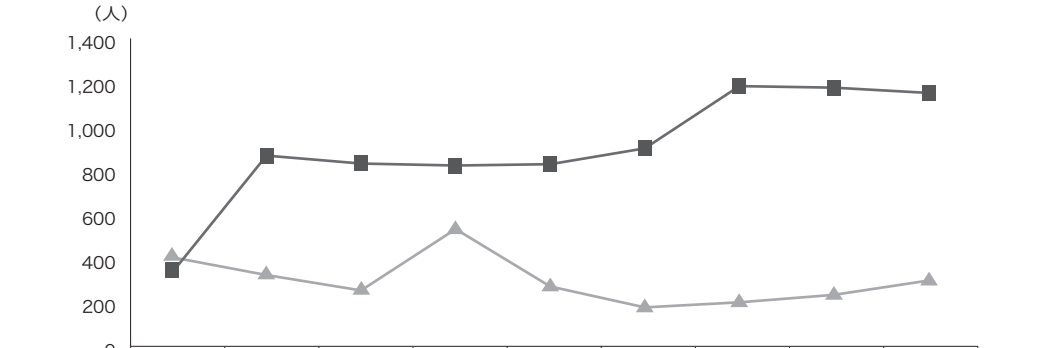

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	（年度）
求人登録者	334	867	831	822	828	900	1,183	1,176	1,152	
求職登録者	403	324	254	533	272	177	200	234	299	

図 5-6　ちば保育士・保育所支援センターが取り扱った就職者数の推移

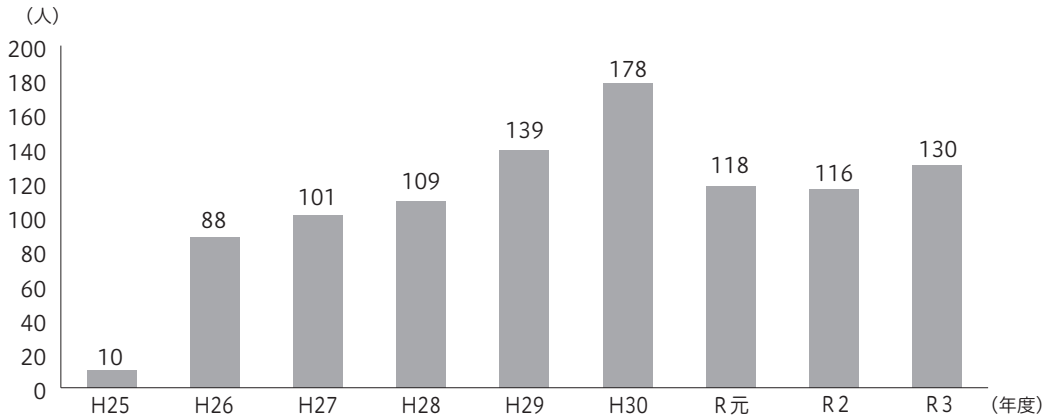

②保育のしごと説明会、就職支援講座等の開催

福祉人材センターの福祉のしごと就職フェアにあたる「保育のしごと就職フェスタ」（合同就職説明会）（以下「就職フェスタ」）を保育士センター開始当初から毎年 2 回開催している。就職フェスタへの求職者の参加状況は、平成 30 年度までは 130 人から 200 人程度で推移している。令和元年度には 110 人余りに減少したものの、その後は増加傾向にある。

当初の就職フェスタは千葉市中心での開催であったが、その後は東葛飾地域の学校での開催などもあり、令和になってからは千葉市で 1 回、流山市や市川市など千葉市以外で 1 回の開催となっている。

また、保育所等での仕事の具体的内容や求められる人物像などについて説明する「保育のしごと就職ガイダンス」、保育資格の取得を目指す学生、保育士として働いたことのない潜在保育士、離職した後の復帰を考えている保育士など様々な対象に合わせた就職支援講座や実技講座などを実施している。

図 5-7　就職フェスタの参加求職者数の推移

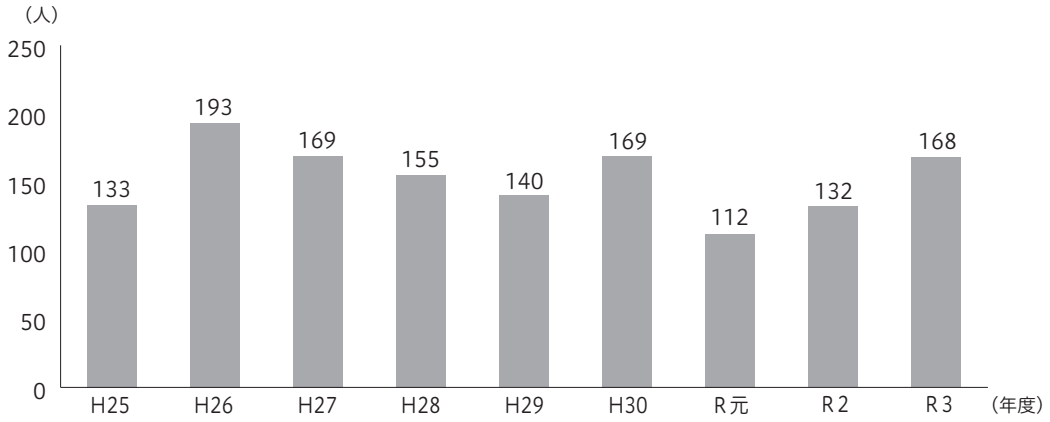

③保育人材確保に係るその他の取組み

ハローワークや保育士養成校へ保育士再就職支援コーディネーターが出向き、保育職を希望する人や関心がある人に保育士センターの案内や就職に係る相談に応じるとともに、令和元年度からは保育所等の管理者向けに保育士の確保・定着のための講座なども実施している。

また、相談やコーディネートを円滑に実施するため、保育士センターの周知を兼ねて保育所や放課後児童クラブを訪問し、活動内容や求人状況等について話をうかがうなどしている。

（3）千葉県外国人介護人材支援センター

①相談事業

千葉県外国人介護人材支援センター（以下「外国人センター」）は、外国人介護人材の確保・定着支援のための取組みとして、平成 31 年 4 月に千葉県から運営を受託し、同年 7 月から事業を開始した。英語対応とベトナム語対応の「外国人支援コーディネーター」を曜日別で配置し、外国人介護職員、外国人を雇用する介護施設、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生などを対象として、生活面や精神面、就労、雇用などの相談に応じている。

相談件数は、開設した令和元年度が 195 件で、翌年度には約半数に減少したが、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により外国人労働者の新規入国が制限されたことや、それを受けて外国人を雇用しようとする事業所の動きも低調になったことなどが影響したと考えられる。新型コロナウイルス感染症による水際対策は令和 3 年度においても続いたが相談件数は増加に転じている。

相談者の割合としては、外国人からの相談が毎年度半数以上を占め、次いで介護

事業所からの相談となっている。

外国人センターが開所した令和元年度には、外国人介護人材受入れの仕組みとしてそれまでにあったＥＰＡ、在留資格「介護」、技能実習に加え、特定技能１号が加わった。また、千葉県も外国人介護人材の受入れ促進のために「千葉県留学生受入プログラム」[22]を開始しており、今後、外国人介護人材の入国が進めば、外国人センターの果たす役割は益々大きくなっていくと思われる。

図 5-8　外国人介護人材支援センターにおける相談件数の推移

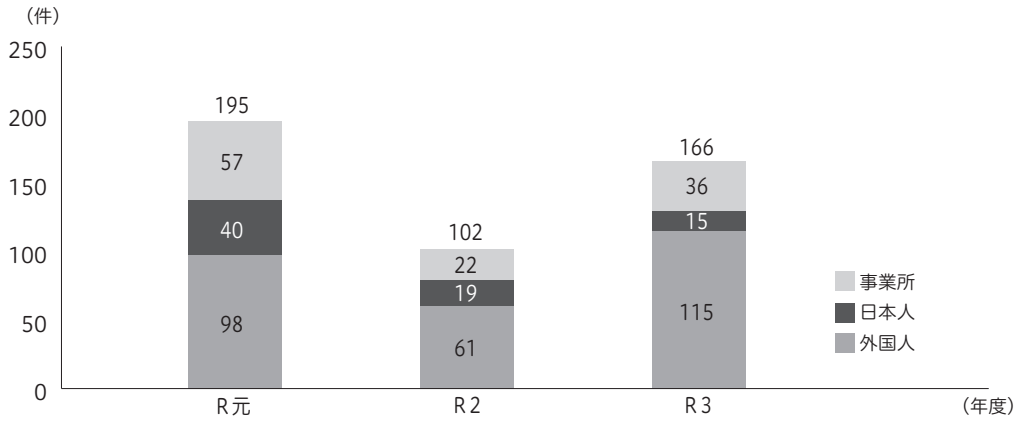

②外国人介護職員等の交流会

外国人介護職員に対してネットワーク作りの場を提供することなどを目的に、外国人介護職員等の交流会を開催している。年間２～３回開催し、腰痛予防の講義やボッチャの対抗戦をとおして、参加者同士が心を打ちとけて楽しめる内容にしている。

③職場におけるメンタルヘルスセミナー

外国人介護職員を雇用する介護事業者等を対象に、メンタルヘルスや生活支援等のセミナーを開催している。

④外国人受入施設支援事業

外国人を初めて受け入れる介護施設などを対象に、受入れや就労継続に必要な手続き及び外国人介護職員を雇用する事業者に対する支援制度等についての説明会を開催している。

22）留学生と将来の就職先となる県内介護施設、就労前に学習する県内の日本語学校、介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、留学生の学費や居住費を対象として、受け入れる介護施設と県が支援する千葉県独自の制度（令和元年度開始）。

⑤外国人受入施設等の中堅管理者向け労務研修

外国人介護職員に対する理解不足から生じる誤解、トラブル、離職などの減少を目的として、受入施設の中間管理者等を対象に研修会を開催している。

（4）福祉人材の確保に資する返済免除付き貸付事業

①介護福祉士修学資金等貸付事業

介護人材等を着実に確保していくために、平成 21 年度に県から移管され行ってきた介護福祉士等修学資金貸付事業は、平成 27 年度に全面改正され、平成 28 年度から新しい介護福祉士修学資金等貸付事業として開始した。それまで行ってきた指定養成施設における介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金の貸付けに加え、介護福祉士実務者研修受講資金及び離職した介護人材の再就職準備金の貸付けを行うものであり、令和３年度からは障害福祉分野就職支援金及び福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けも加わった。平成 27 年度までに介護福祉士等修学資金貸付事業で行った貸付に関しては、返済猶予や返済免除、返済の督促など債権管理業務のみ続けている。

また、令和元年度からは、法人を連帯保証人とした貸付けを開始し、介護福祉士修学資金においては、法人保証による外国人の利用も多くなってきている。

②福祉系高校修学資金貸付事業

若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を図ることを目的として令和３年度から開始し、介護実習費、国家試験対策費用などの貸付けを行っている。対象となる福祉系高校は、県内では県立松戸向陽高等学校１校であるが、卒業後、介護福祉士資格を取得し千葉県内で指定業務に従事する意志があれば、他の都道府県の福祉系高校の生徒も対象としている。

③介護分野就職支援金貸付事業

より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた人の介護職としての参入を促進し、迅速に新たな人材を確保することを目的として、令和３年度に開始した。子どもの預け先を探す際の活動費、介護業務に係る被服費、転居費、通勤に使用する自転車購入費などの貸付けを行っている。

④保育士修学資金等貸付事業

保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士の有資格者であるが、保育士として勤務していない人の再就職支援を図ることを目的として、平成 28 年度に開始した。指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料、潜在保育士の再就職のた

めの準備に必要な費用の貸付けを行っている。開始当初は、保育士資格を有しない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けも行っていたが、令和２年度以降、当該貸付の新規募集は停止している。

⑤組織及び体制の強化

令和３年度に新たな貸付事業を開始したことや、既存の貸付事業における利用者の増加などを踏まえ、令和４年度から福祉人材の確保に資する貸付けを専門に行う資金貸付班を福祉人材確保・定着推進部内に新設するとともに職員を増員し、適正かつ円滑な事業運営が行えるよう組織及び体制の強化を図っている。

表 5-1　各種資金の貸付件数の推移

年度	介護福祉士修学資金	社会福祉士修学資金	介護福祉士実務者研修受講資金	介護人材再就職準備金	障害福祉分野就職支援金	保育士修学資金	保育補助者雇上費	未就学児を持つ保育士への保育料の一部貸付	就職準備金（保育）	福祉系高校修学資金	介護分野就職支援金
H21	76	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H22	198	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H23	132	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H24	126	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H25	105	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H26	101	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H27	108	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H28	76	21	87	0	—	30	1	5	3	—	—
H29	73	25	296	5	—	164	3	141	53	—	—
H30	103	21	336	10	—	231	8	164	64	—	—
R 元	122	16	294	10	—	244	7	105	26	—	—
R 2	181	29	325	34	—	329	4	91	25	—	—
R 3	182	32	301	24	4	380	0	83	18	22	5

※ 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金は、平成 27 年度までと平成 28 年度以降で制度が異なる。
※ 令和３年度に開始した「福祉系高校修学資金返還充当資金」については、現時点では貸付けの実績はない。

2 福祉従事者の育成

（1）社会福祉研修センター

多様な福祉ニーズに対応するため、福祉従事者にはその専門性のさらなる向上が求められている。本会は、本県における福祉従事者の育成を目的として、昭和58年4月に県委託事業として千葉県社会福祉研修所（平成4年度から千葉県社会福祉研修センターに改称）を設置した。

当初は、福祉関係の行政職員を対象とした研修と民間社会福祉施設職員を対象とした研修の両方を県委託事業として実施していたが、平成15年度からは県委託研修は行政職員を対象としたものが中心となり、民間社会福祉施設職員を対象とした研修については、本会の独自研修として参加費を徴収して実施することとなった。

また、平成18年度からは児童福祉司資格認定講習を、平成26年度からは障害者虐待防止・権利擁護専門研修を、平成30年度からは児童虐待対応職員法定研修を県委託研修としてそれぞれ実施している（表5-2参照）。

なお、令和2～3年度の研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により県委託研修を優先して実施し、本会独自研修については中止、もしくはオンラインでの研修としたことから、研修日数、受講者数ともに減少している（表5-3参照）。

表5-2　千葉県委託研修における受講者数の推移

研修名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
社会福祉行政職員研修	614	678	710	607	607	738	611	633	587	564
訪問介護員養成研修（1級）	110	終了								
訪問介護適正実施研修	93	94	68	86	88	62	67	33	26	終了
居宅介護従事者研修		42	31	終了						
児童福祉司資格認定講習	-	-	-	-	12	9	8	22	25	16

研修名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
社会福祉行政職員研修	517	610	582	625	665	668	645	629	608	633
児童福祉司資格認定講習	14	19	19	17	33	33	-	-	10	5
障害者虐待防止・権利擁護専門研修	-	-	333	410	439	454	381	452	926	651
児童虐待対応職員法定研修	-	-	-	-	-	-	278	220	224	192

表 5-3　本会独自研修における研修日数と受講者数の推移

項　目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
研修日数	38	42	52	63	68	72	65	101	99	103
受講者数	1,770	1,888	2,230	3,812	3,532	4,121	3,160	4,511	4,560	3,211

項　目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
研修日数	93	75	79	81	72	74	68	76	3	18
受講者数	3,013	2,947	2,930	3,680	3,205	3,188	2,822	3,037	45	189

※令和２・３年度の「受講者数」については、オンライン研修のため「受講事業者数」を計上。

（2）研修ネット予約システムの導入

平成 21 年度から研修ネット予約システムを稼働したことにより、研修の開催通知や参加申込関係が全てインターネット上で行えることになり、ペーパーレスとともに経費削減にもつながった。また、キャンセル等の手続きもシステム上でできるため、参加者の名簿管理もスムーズに行えるようになった。

図 5-9　研修ネット予約システムにおける事業所の登録状況の推移

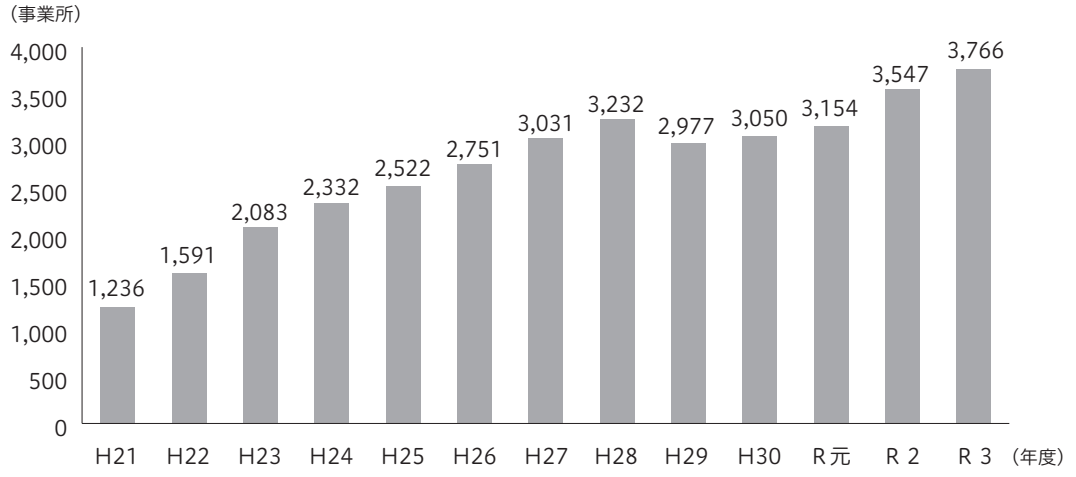

（3）介護支援専門員養成の取組み

介護支援専門員の養成は、介護保険制度がスタートする２年前の平成 10 年度から開始されている。介護支援専門員の資格を取得するためには、年１回の試験に合格し、かつ実務研修を修了することが条件である。当初は、千葉県が直接実施していたが、平成 16 年度から本会が県の指定法人として「千葉県介護支援専門員実務研修受講試験事業者」及び「介護支援専門員実務研修事業者」となった。

その後、平成 19 年度から介護支援専門員更新研修事業（実務未経験者）[23] が指定事業に追加された。平成 20 年度からは、介護支援専門員再研修事業 [24] を県から受託し、平成 29 年度からは指定事業に追加された。

本会が県の指定法人となって以降の千葉県における介護支援専門員実務研修受講試験の結果は表 5-4 のとおりである。受験者数は、例年 5,000 人程度で推移していたが、平成 30 年度の試験から受験資格の要件が変更となり、一部を除き国が指定した国家資格保有者でなければ受験できなくなったことから、受験者数が例年の３割程度に激減した。また、その年度は合格率も例年の半数程度まで減少したが、その後回復している。

表 5-4　千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況

年　度	受験者数	合格者数	合格率	備　　考
平成 16 年度	4,446	1,428	32.1%	
平成 17 年度	5,043	1,309	26.0%	
平成 18 年度	5,283	1,183	22.4%	
平成 19 年度	5,331	1,254	23.5%	
平成 20 年度	5,030	1,103	21.9%	
平成 21 年度	5,369	1,242	23.1%	
平成 22 年度	5,060	1,081	21.4%	
平成 23 年度	5,129	770	15.0%	
平成 24 年度	5,128	1,056	20.6%	
平成 25 年度	5,396	846	15.7%	
平成 26 年度	6,523	1,307	20.0%	
平成 27 年度	5,005	818	16.3%	
平成 28 年度	4,738	702	14.8%	
平成 29 年度	5,135	1,196	23.3%	
平成 30 年度	1,660	157	9.5%	受験資格要件が変更
令和 元 年度	937	199	21.2%	台風のため試験を延期し、翌年３月に実施
令和 2 年度	1,560	323	20.7%	
令和 3 年度	1,867	470	25.2%	

23）「介護支援専門員証（有効期間５年間）」の交付は受けたが、その後、全く実務経験がない人が、介護支援専門員証の有効期間内に資格を更新する場合は、「更新研修（実務未経験者対象）」を受講する必要がある。

24）介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合でも、「介護支援専門員の登録」自体が失効することはない。ただし、有効期間満了日までに介護支援専門員証の更新申請をしなかった人や登録後５年以上実務に従事したことがない人が介護支援専門員証の交付を希望する場合は、実務経験の有無に関らず再研修を受講する必要がある。

第6章

千葉県社会福祉協議会の組織運営

第６章　千葉県社会福祉協議会の組織運営

Ⅰ　社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法人制度改革の内容については序章（P11）のとおりだが、平成 28 年３月に成立した改正社会福祉法により本会が対応した主な事項は次のとおりである。

①定款の変更（平成 29 年４月１日改正法施行）

厚生労働省が示した「社会福祉法人定款例」及び全国社会福祉協議会が作成した「法人社協モデル定款」に準拠した改正を行った。

主な改正点は、評議員定数及び任期の変更、評議員選任・解任委員会の設置、理事定数の変更等である。

②評議員定数及び任期の変更（平成 29 年４月１日改正法施行）

評議員の選出区分はそのままとし、定数を「57 人」から「44 人以上 50 人以内」に変更した。

また、任期を２年から「選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」に変更した。

③評議員選任・解任委員会の設置（平成 28 年 12 月 20 日改正法施行）

これまでは理事会で選任してきたが、新たに設置した「評議員選任・解任委員会」において行うことに変更した。

また、委員は、監事１人、事務局職員１人、外部委員３人で構成することとした。

④役員定数の変更（平成 29 年４月１日改正法施行）

役員の選出区分はそのままとし、理事定数を「26 人」から「16 人以上 22 人以内」に変更した。

また、監事の定数については「３人」から「３人以内」に変更した。

⑤市町村社協に対する支援

市町村社協が滞りなく対応できるように会議を５回開催して丁寧に説明するとともに、電子メールで適宜情報を提供した。

2 千葉県社会福祉センターの運営及び新千葉県社会福祉センターの建設

昭和 49 年に建設した千葉県社会福祉センターは、民間社会福祉を推進する拠点がなかった県内社会福祉関係者にとっては悲願の建物であった。昭和 45 年に開催した第 20 回千葉県社会福祉大会において、千葉県社会福祉センターの早期建設が決議されたことを受け、本会が中心となってその建設計画を進めてきた。建設資金については、本会をはじめとした入居団体及び県の負担金に、千葉市、市長会、町村会からの補助金、一般寄付金を合わせて建設にたどり着いた。そのため、本センターは、１階と５階は県が、２～４階は本会が所有する区分所有の形となった。

その後、平成８年に大規模修繕を実施したものの老朽化は激しく、新しい社会福祉センターの建設を要望する声は年々大きくなっていったが、本会は非営利団体ということもあり、新社会福祉センターを自前で建設する資力は到底なかった。さらに、平成 23 年３月に発生した東日本大震災において大きな被害を受けたこともあり、平成 25 年８月には、本会の白戸章雄会長（当時）から千葉県知事に対して県立の社会福祉センターを建設するよう要望書を提出するとともに、同年 12 月には本会職員で構成するプロジェクトチームが、「千葉県の今と未来を支える千葉県立総合社会福祉センターの建設と今後のあり方」と題した報告書を作成し、県担当課へ提出した。さらに、平成 28 年９月には、県内福祉関係 88 団体の連名で県立社会福祉センター建設の要望書を千葉県知事並びに千葉県議会議長に対して提出するなどの要望活動を行った。その結果、平成 28 年 12 月の定例県議会において、森田健作知事（当時）は県立の社会福祉センターを新しく建設することを表明した。

新社会福祉センターの建設については、平成 29 年度から基本設計、実施設計を経て、令和２年に建設工事が始まり、令和５年４月に供用開始予定となっている。

宇野裕千葉県議会議長（左）に要望書を手渡す白戸章雄会長（肩書はいずれも当時）

3 千葉県社会福祉協議会発展・強化計画

千葉県における地域福祉の柱は、昭和 52 年から県が主体となって進めてきた地域ぐるみ福祉ネットワーク事業であったが、平成 16 年度に県が策定した千葉県地域福祉支援計画によりその方針は大きく転換することとなった。

本会は、これまでの取組みを検証するとともに、千葉県地域福祉支援計画との整合性を確保するために、平成 16 年度に新しい発展・強化計画として「21 世紀菜の花コミュニティプラン」を策定した。また、平成 21 年度の新計画からは計画期間を３年間に短縮して、何を目的として、どういう事業を行うのかを明確にしたアクションプランに切り替えた。

現在は、第６次のアクションプランである「菜の花コミュニティプラン 2023」（計画期間：令和３～５年度）に取り組んでいる。

千葉県社会福祉協議会発展・強化計画

4 人事交流の実施

本会は、法人事業の発展を図るため、他団体との人事交流を実施している。他団体に派遣することによって、福祉課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を身につけるとともに、他団体の効率的かつ機動的な業務手法を体得している職員を受け入れることで、事業内容の活性化を図ることを目的としている。

平成 15 ～ 16 年度は、千葉県へ研修派遣という形で３人を派遣し、平成 20 年度からは県内の市社協（市川市、市原市、佐倉市、浦安市）との間で１～２年間の期間で職員を交換する人事交流を４人実施している。

5 政策調整委員会の設置

本会の発展・強化計画策定後の達成率を高めるため、平成 20 年度に外部有識者で構成する「政策調整委員会」を設置した。

同委員会の役割は、計画策定における助言と策定後の進行管理・評価はもちろん、毎年度の事業計画の作成や次年度の県予算に関する提案・要望書の作成等、本会事業を推進していく際の重要な場面において、大所高所からアドバイスを得ている。

6 基金の運営

本会には４つの基金があり、それぞれの目的に合わせた運営を行っている。

表 6-1　本会が運営している基金の概要

基金名	設置時期	内　容
社会福祉基金	昭和 49 年 7 月	松下電器産業の創設者である松下幸之助氏から寄付された１億円を原資として基金を設置。寄付者の意向により、民間社会福祉団体等への助成事業、社会福祉施設職員などを対象とした国外・国内研修事業などを実施してきたが、金利の低下により平成 10 年度をもって国外・国内研修事業は中止となった。
交通遺児援護基金	昭和 52 年 9 月	千葉県補助金、千葉日報福祉事業団からの寄付金、本会奉仕銀行に寄せられた預託金を原資として基金を設置し、その運用果実をもって交通遺児に対する援護激励事業を行っている。
菜の花コミュニティ基金	平成 10 年 3 月	NTT ドコモからの寄付金 8,500 万円を原資として基金を設置。災害ボランティアセンターの運営資金、本会の情報発信事業等に充当している。
地域ぐるみ福祉振興基金	平成 25 年 4 月	財団法人千葉県地域ぐるみ福祉振興基金の解散に伴い、その残余財産を本会が寄付金として受け入れ基金を設置。8 億円を原資として各種助成事業を実施している。

（1）千葉県地域ぐるみ福祉振興基金

千葉県は、民間の社会福祉活動の推進を図ることで県民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 57 年に財団法人「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金」を設置・運営してきた。基金の造成は、県・市町村からの出資金及び民間企業・団体、一般県民からの寄付金により行われた。

また、平成５年度からは、精神障害者・知的障害者のために有効に活用してほしいと 500 万円の寄付があり、それを原資として「あやめ助成事業」を開始。さらに平成 21 年度には、千葉銀行から約５千万円の寄付があり、公的福祉サービス以外の助け合い活動や制度外の有償サービスを実施している団体を対象とした「ひまわり助成事業」を開始した。

しかしながら、公益法人制度改革により平成 25 年３月をもって当該法人は解散し、その残余財産を本会が寄付金として受け入れ、同年４月に改めて「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金」を設置した。

表 6-2　千葉県地域ぐるみ福祉振興基金で実施する助成事業

助成種類	助成対象経費	基準額
1　ボランティア・ＮＰＯ等市民福祉活動助成事業	①市町村社会福祉協議会が、ボランティア等市民福祉活動を促進するために要する経費 ②ボランティア団体・ＮＰＯ等が自主的な民間福祉活動を行うのに要する費用	①別に定める基準に基づき助成 ②１団体当たり 10 万円
2　福祉教育活動促進事業	福祉教育推進団体が福祉教育推進校と協働で行う活動に係る経費	１団体当たり　10 万円
3　あやめ助成事業	県域で特色ある先駆的な障害者支援活動を行っている団体の活動費	４万円
4　ひまわり助成事業	制度外福祉サービスを有償で提供するための事業に直接要する経費	１団体当たり ●新規支援：200 万円以内 ●拡充支援：100 万円以内
5　地域福祉フォーラム設置支援事業	基本・小域福祉圏において、継続的に地域福祉・地域づくりを推進する組織の立ち上げ、立ち上げ初期の運営費等に要する経費	１団体当たり　60 万円
6　地域福祉フォーラム活動支援事業	地域福祉フォーラム設置支援事業の利用実績のある小域地域福祉フォーラムが、新たな地域生活課題を解決するための活動に要する経費	１団体当たり　30 万円

（2）千葉県交通遺児援護基金

基金設立当時（昭和 52 年）の交通戦争と呼ばれた状況は大きく改善し、全国の交通事故死者数についても最も多かった昭和 45 年頃と比較すると令和３年度は約 84％減の 2,636 人にまで減少している。

一方、基金原資については、毎年の多額の寄付金に加え、基金原資をもととした運用についても一定額を確保できており、基金原資は設立当初と比較して約 53 倍の４億４千万円にまで拡大している（令和４年３月末時点）。

日本経済の長期低迷に加え、コロナ禍での自粛生活が追い打ちをかけている状況の中で、同基金のさらなる有効活用策として、交通遺児援護事業は現行どおり継続

することを前提に、交通遺児に限定せず子どもの居場所づくりを支援する事業を対象として、令和４年度から新たな助成事業を創設することとした。

7 情報発信・広報啓発

（1）広報誌「福祉ちば」の発行

本会の広報誌は、社団法人から社会福祉法人となった昭和 27 年度に広報誌「千葉の社会福祉」を創刊したのが始まりである。その後、昭和 41 年度からは「明るい千葉」へ、昭和 55 年度から現在の「福祉ちば」へと名称を変更していった。

当初は、年３～４回の発行だったが、昭和 48 年度から年６回の発行となり、平成 12 年度から再び年４回の発行となっている。

この間、誌面のリニューアルを重ねながら、県内の福祉関係情報や地域福祉実践活動の発信に努めている。

広報誌「福祉ちば」

（2）ホームページの充実

本会がホームページを開設したのは平成 14 年度である。その後２回の全面リニューアルを行い、平成 24 年度から現在のホームページとなっている。

また、トップページの「千葉県社協からのお知らせ」については更新頻度を高め、迅速な情報提供を行うようにしているほか、事業の拡充や新規事業の実施等があった場合は、適宜新規ページの追加や改修等を行うなど、内容の充実に努めている。

8 千葉県社会福祉大会の開催

本会が社団法人として発足した昭和 26 年度に野田市の興風会館を会場として第１回千葉県社会福祉大会を開催した。その後、第 29 回大会までは県内各地で開催していたが、第 30 回大会以降は千葉県文化会館等を会場として千葉市内で開催している。

千葉県社会福祉大会は、社会福祉功労者等に対する表彰を中心とした式典と記念講演というプログラムで行ってきたが、記念講演については、平成 27 年度から県民福祉セミナーへ変更した。

なお、大会は、第１回大会以降毎年開催してきたが、第 70 回大会（令和２年度）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため大会を中止し、表彰者には市町村社協を通して伝達することとした。また、翌年の第 71 回大会（令和３年度）についても、新型コロナウイルス感染症が収束しないことから、規模を大幅に縮小し、各表彰区分の代表者のみで式典を実施した。

挨拶をする石渡哲彦会長

9 遺贈に関する協定の締結

本会は、令和３年６月 14 日付けで株式会社千葉銀行と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結した。

この協定は、本会へ遺贈を希望する人に対し、本会が遺贈に関する手続きの具体的な相談先として千葉銀行を紹介し、千葉銀行が個別相談に応じる内容となっている。千葉銀行では本部担当者が寄付や遺言作成に関する手続きを説明するほか、必

要に応じて遺言信託などの商品・サービスを提供する。なお、ひとりにつき1回は相談料が無料となる。

また、本会が高齢者向けのセミナーなどを行う場合は、千葉銀行から無料で講師を派遣する仕組みにもなっている。

図 6-1　遺贈希望者に対する個別相談のスキーム図

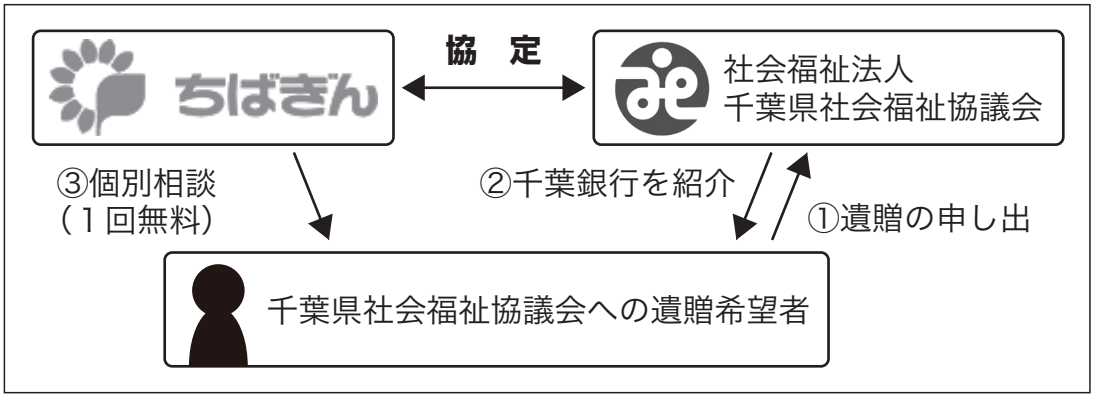

10 廃止・終了した事業

（1）老人休養ホーム

国は、昭和40年代に高齢者福祉を推進するため、低廉で健全な保養休養の場を作り、心身の健康を図ることを目的とした「老人休養ホーム」の整備を進めており、千葉県は、昭和45年に君津市内に「老人休養ホーム久留里荘」を、昭和49年に本埜村（現印西市）内に「老人休養ホームもとの荘」をそれぞれ開業した。

本会は開業当初から県委託事業として運営を行ってきたが、建物の老朽化と時代の要請に対応できず、県は平成18年3月をもって老人休養ホーム事業の廃止を決定した。もとの荘は県の決定どおり廃止となったが、久留里荘については、利用者からの要望を踏まえ、本会の自主事業として県から同ホームを無償で借り上げ運営を継続したものの、平成21年3月をもって廃止となった。

（2）中国帰国自立研修センター

千葉県は、昭和63年10月に永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等に対し、通所方式により日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談・指導、就労相談・指導等を行うことにより、地域社会における円滑な定着及び自立の促進を図ることを目的として、中国帰国自立研修センターを千葉県社会福祉センター内に開設した。

本会は、開設時から県委託事業としてその運営を行ってきたが、平成21年3月をもって同センター事業は県が直営で行うことになったため、本会による受託事業は終了となった。

資 料 編

千葉県社会福祉協議会役員名簿（令和４年３月末日時点）

	役職名	氏　名	所　属　役　職　名
1	会　　長	石　渡　哲　彦	千葉銀行顧問
2	副 会 長	田　邉　信　行	千葉県社会福祉法人経営者協議会長
3	副 会 長	鬼　島　義　昭	茂原市社会福祉協議会長
4	副 会 長	榎　本　　豊	千葉県民生委員児童委員協議会長
5	常務理事	米　山　和　喜	千葉県社会福祉協議会常務理事
6	理　　事	竹　川　幸　夫	千葉市社会福祉協議会長
7	理　　事	文　入　加代子	松戸市社会福祉協議会長
8	理　　事	綱　島　照　雄	八千代市社会福祉協議会長
9	理　　事	徳　田　訓　康	鎌ケ谷市社会福祉協議会長
10	理　　事	小　島　直　子	袖ケ浦市社会福祉協議会長
11	理　　事	石　毛　　勝	八街市社会福祉協議会長
12	理　　事	圓　藤　弘　典	千葉県保育協議会長
13	理　　事	井　上　峰　夫	千葉県高齢者福祉施設協会副会長
14	理　　事	里　見　吉　英	千葉県知的障害者福祉協会長
15	理　　事	長谷川　正　克	千葉県共同募金会常務理事
16	理　　事	澁　澤　　茂	千葉県社会福祉士会長
17	理　　事	合　江　みゆき	認知症の人と家族の会千葉県支部代表
18	理　　事	齊　藤　美和治	千葉県保護司会連合会副会長
19	理　　事	江　口　　洋	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
20	理　　事	和　田　浩　明	千葉県医師会理事
21	理　　事	石　塚　英　一	弁護士（千葉県弁護士会所属）
22	理　　事	中　元　広　之	千葉日報社専務取締役
1	監　　事	白　井　　陽	一宮町社会福祉協議会長
2	監　　事	大　薮　定　信	千葉県老人クラブ連合会常務理事
3	監　　事	石　井　文　雄	千葉県税理士会千葉東支部長

千葉県社会福祉協議会評議員名簿（令和４年３月末日時点）

	氏　名	所　属　役　職　名
1	小島　武久	市川市社会福祉協議会長
2	若生　美知子	船橋市社会福祉協議会長
3	渡辺　隆	野田市社会福祉協議会長
4	山田　三雄	成田市社会福祉協議会長
5	長谷川　大美	佐倉市社会福祉協議会長
6	宮原　壮六	旭市社会福祉協議会長
7	髙橋　勝	習志野市社会福祉協議会長
8	中川　博	柏市社会福祉協議会長
9	船山　慶子	市原市社会福祉協議会長
10	石渡　烈人	流山市社会福祉協議会長
11	鈴木　壽幸	我孫子市社会福祉協議会長
12	川名　健一	富津市社会福祉協議会長
13	宇田川　勝久	浦安市社会福祉協議会長
14	宮川　朱実	富里市社会福祉協議会長
15	竹蓋　伸六	香取市社会福祉協議会長
16	市原　一彦	いすみ市社会福祉協議会長
17	大木　清	横芝光町社会福祉協議会長
18	斎藤　正	鋸南町社会福祉協議会長
19	渡邊　武	千葉県民生委員児童委員協議会副会長
20	川口　学	千葉県児童福祉施設協議会長
21	飯村　薫	千葉県救護施設協議会長
22	熊木　正嗣	千葉県社会就労センター協議会副会長
23	平山　登志夫	千葉県老人保健施設協会長
24	菊地　民雄	ちば地域密着ケア協議会代表理事
25	伊藤　文彦	千葉県身体障害者施設協議会長

	氏　名	所　属　役　職　名
26	花牟礼　香一	千葉県福祉医療施設協議会副会長
27	三好　恵里子	千葉県精神障害者 自立支援事業協会理事長
28	込山　克司	日本赤十字社千葉県支部事務局長
29	望田　八重子	千葉県母子寡婦福祉連合会理事長
30	本宮　敏雄	千葉県身体障害者福祉協会理事長
31	渡邉　千代美	千葉県ボランティア連絡協議会事務局長
32	久保田　洋一	千葉県手をつなぐ育成会長
33	八須　祐一郎	千葉県介護福祉士会長
34	大森　智恵子	子ども劇場千葉県センター専務理事
35	荒井　俊郎	千葉県高等学校教育研究会 福祉教育部会長
36	小茂田　勝己	千葉県農業協同組合中央会専務理事
37	林　房吉	千葉県介護支援専門員協議会理事長
38	境野　みね子	千葉県ホームヘルパー協議会長
39	山﨑　久之	千葉県精神保健福祉士協会長
40	横川　文子	千葉県肢体不自由児協会業務執行理事
41	大賀　四郎	千葉県精神障害者家族会連合会理事長
42	菊地　謙	千葉県生活困窮者 自立支援実務者ネットワーク副会長
43	岡田　慎太郎	千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
44	添谷　進	千葉県防災危機管理部防災政策課長
45	寺口　恵子	千葉県看護協会長
46	吉留　亨	成年後見センター リーガルサポート千葉県支部副支部長
47	堀川　早苗	千葉県歯科医師会理事
48	渡部　茂樹	千葉県経営者協会専務理事
49	細田　美和子	日本放送協会千葉放送局長
50	戸塚　法子	淑徳大学総合福祉学部教授

千葉県社会福祉協議会事務局組織の変遷

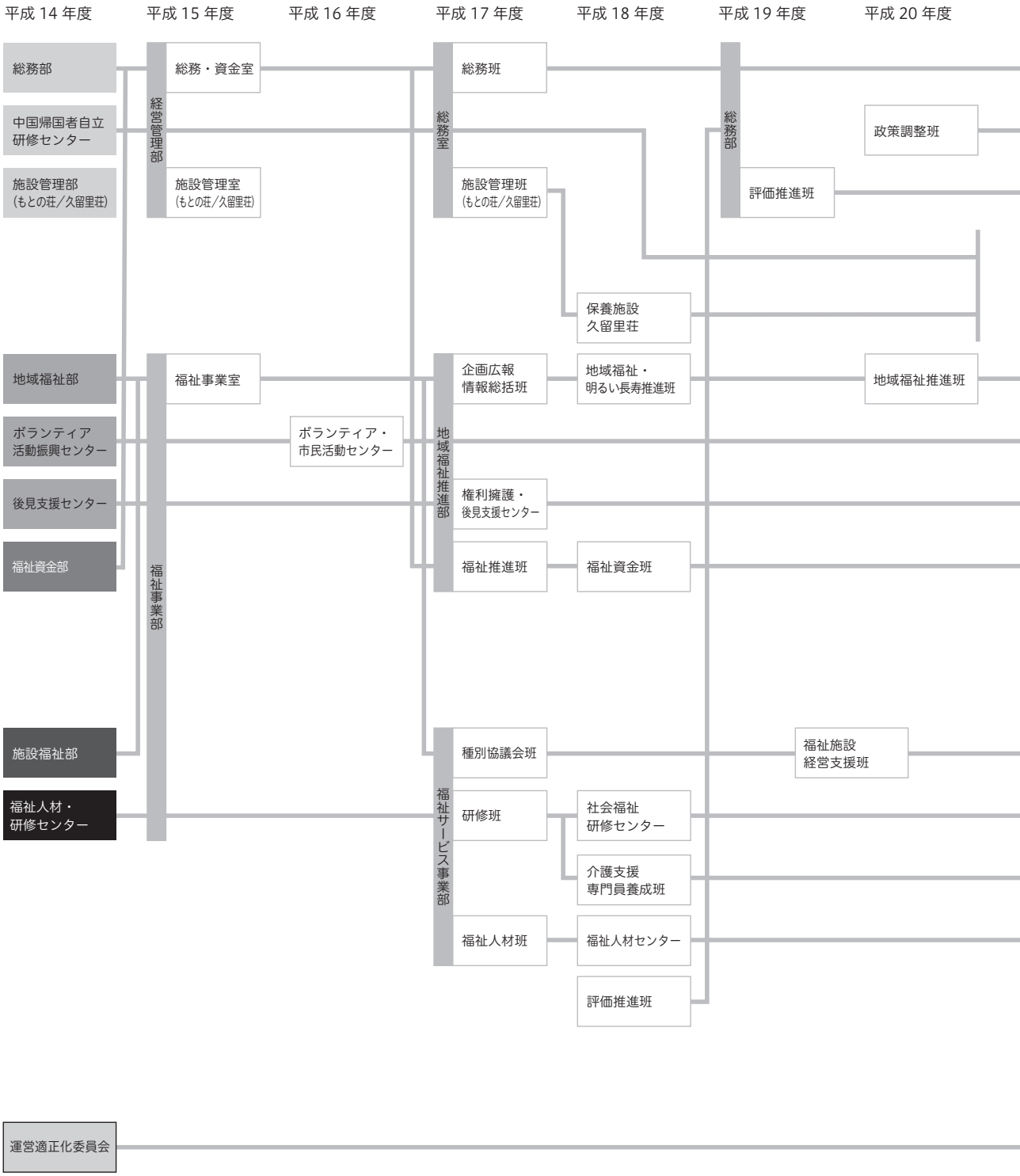

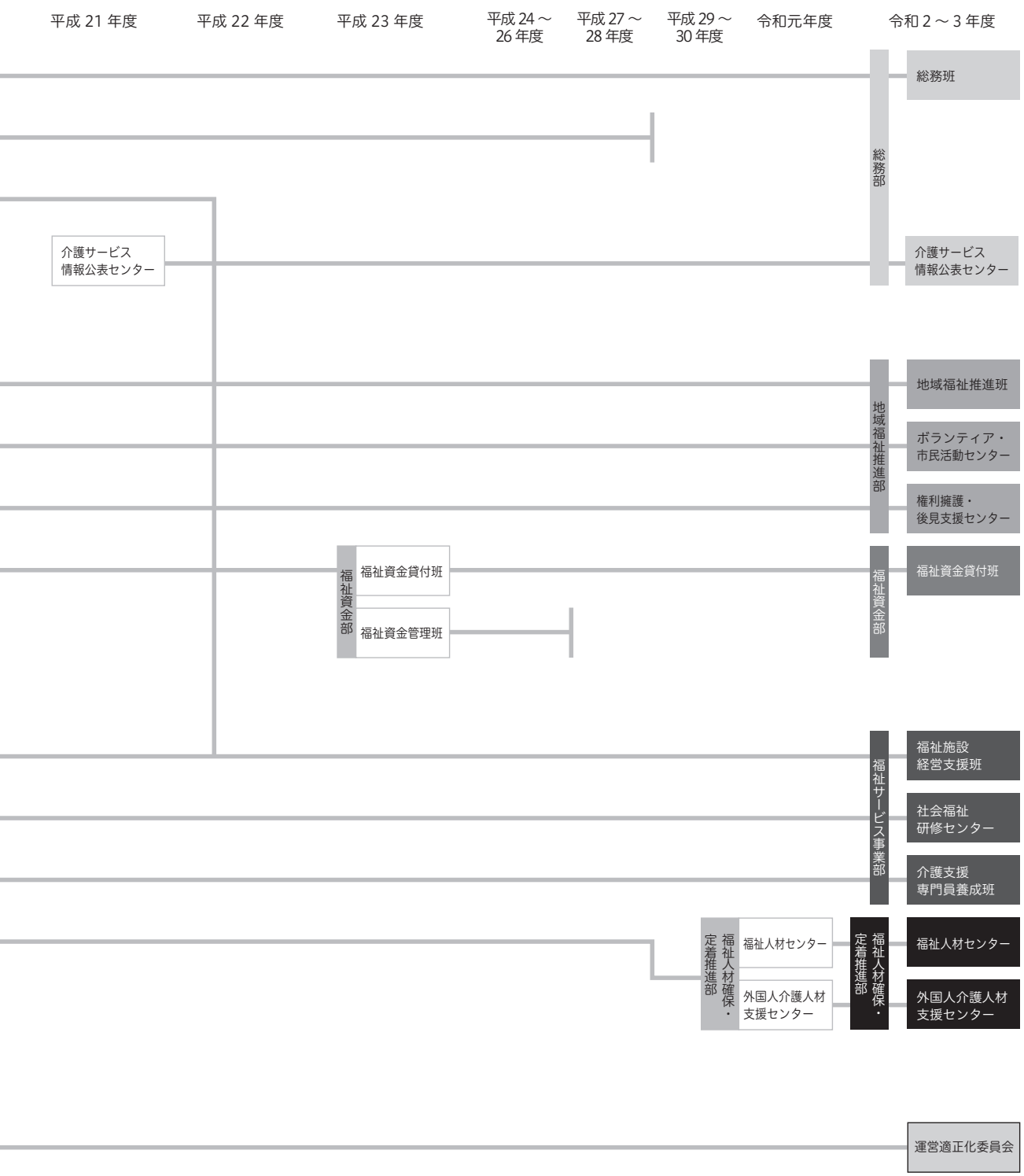
平成 21 年度
平成 22 年度
平成 23 年度
平成 24～26 年度
平成 27～28 年度
平成 29～30 年度
令和元年度
令和 2～3 年度
総務班
総務部
介護サービス情報公表センター
介護サービス情報公表センター
地域福祉推進班
地域福祉推進部
ボランティア・市民活動センター
権利擁護・後見支援センター
福祉資金部
福祉資金貸付班
福祉資金貸付班
福祉資金管理班
福祉資金部
福祉施設経営支援班
福祉サービス事業部
社会福祉研修センター
介護支援専門員養成班
福祉人材センター
福祉人材確保・定着推進部
福祉人材センター
外国人介護人材支援センター
福祉人材確保・定着推進部
外国人介護人材支援センター
運営適正化委員会

①千葉県社会福祉協議会と社会福祉等の動き（昭和 26 年度～平成 13 年度）

年　度	千葉県社会福祉協議会	社会福祉・その他
昭和 26 年度 (1951)	社団法人千葉県社会福祉協議会設立 第 1 回千葉県社会福祉大会を開催	
昭和 27 年度 (1952)	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会設立 広報誌「千葉の社会福祉」創刊	厚生省社会局長「小地域社会福祉協議会組織の整備について」各県知事宛通知
昭和 30 年度 (1955)	世帯更生資金貸付制度開始 (H2 年度から生活福祉資金に改称)	
昭和 32 年度 (1957)		売春防止法施行
昭和 34 年度 (1959)		国民健康保険法施行 国民年金法施行
昭和 35 年度 (1960)	心配ごと相談事業の国庫補助開始 (～ H13 年度)	精神薄弱者福祉法施行
昭和 38 年度 (1963)		老人福祉法施行
昭和 39 年度 (1964)		母子福祉法施行 東京オリンピック・パラリンピック開催
昭和 41 年度 (1966)	社会福祉事業振興資金貸付制度開始 広報誌「明るい千葉」創刊	福祉活動専門員（市町村社協職員）国庫補助開始
昭和 45 年度 (1970)	千葉県委託事業として老人休養ホーム久留里荘の運営開始	
昭和 46 年度 (1971)	千葉県保育協議会発足（本会が事務局を担当）	精神薄弱者の権利宣言を国連総会で採択
昭和 47 年度 (1972)	高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業開始	
昭和 49 年度 (1974)	千葉県社会福祉センター完成 第 1 回千葉県ボランティアの集い開催 第 1 回福祉教育講座開催（昭和 52 年度から福祉公開講座、昭和 61 年度から県民福祉セミナーへ名称変更） 千葉県委託事業として老人休養ホームもとの荘の運営開始 千葉県社会福祉基金設置	
昭和 50 年度 (1975)	千葉県社会奉仕活動指導センター業務開始 (S55 年度から千葉県ボランティアセンター、H 6 年度から千葉県ボランティア活動振興センター、H16 年度から千葉県ボランティア・市民活動センターにそれぞれ名称変更)	
昭和 52 年度 (1977)	地域ぐるみ福祉活動推進事業開始 千葉県交通遺児援護基金設置	
昭和 53 年度 (1978)	福祉教育推進校指定事業開始	
昭和 55 年度 (1980)	広報誌「福祉ちば」創刊 千葉県医療福祉施設協議会発足（本会が事務局を担当） (H12 年度に千葉県福祉医療施設協議会に名称変更)	

年　度	千葉県社会福祉協議会	社会福祉・その他
昭和 56 年度 (1981)	千葉県ボランティア連絡協議会発足	国連障害者年
昭和 58 年度 (1983)	千葉県社会福祉研修センター業務開始	市町村社会福祉協議会法制化施行 国連・障害者の十年はじまる
昭和 61 年度 (1986)	地域ぐるみ福祉活動推進事業を廃止し、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業を開始	老人保健施設の創設
昭和 62 年度 (1987)		社会福祉士法・介護福祉士法公布 精神保健法公布
昭和 63 年度 (1988)	千葉県委託事業として千葉県中国帰国者自立研修センターの運営開始（～ H20 年度）	
平成元年度 (1989)	千葉県社会福祉施設経営者協議会発足（本会が事務局を担当） (H15 年度に千葉県社会福祉法人経営者協議会へ名称変更)	高齢者保健福祉推進十カ年戦略策定
平成２年度 (1990)	社会福祉施設経営指導事業開始	福祉関係８法改正
平成３年度 (1991)	ふれあいのまちづくり事業開始（～ H16 年度）	
平成４年度 (1992)	千葉県福祉人材センター業務開始	
平成５年度 (1993)		改正障害者基本法施行 (12 月 9 日を「障害者の日」とする)
平成６年度 (1994)	千葉県たすけあい連絡会発足 兵庫県内の災害ボランティアセンター及び生活福祉資金貸付事業の運営支援のため、初めて県内社協チームを派遣 以降、大規模災害が発生すると被災地の市町村社協が災害ボランティアセンターを設置し、全国の社協職員が応援のため派遣される仕組みが定着	主任児童委員設置 阪神・淡路大震災
平成７年度 (1995)		精神保健福祉法施行 障害者プラン策定
平成８年度 (1996)	千葉県社会福祉センターの大規模修繕工事を実施	
平成９年度 (1997)	関東甲信越静都県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定を締結	精神保健福祉士法、言語聴覚士法公布
平成 10 年度 (1998)	教員免許特例法に基づく介護等体験受入調整事業開始	ＮＰＯ法施行 教員免許特例法により社会福祉施設等での介護等体験を義務付け 長野オリンピック・パラリンピック開催
平成 11 年度 (1999)	千葉県後見支援センターを設置し、地域福祉権利擁護事業開始（H19 年度に日常生活自立支援事業に名称変更）	「精神薄弱」から「知的障害」へ用語変更 「保母」から「保育士」に名称変更 平成の大合併スタート（千葉県内の市町村数が 80 から 54 へ減少）
平成 12 年度 (2000)	千葉県運営適正化委員会業務開始 千葉県介護保険関係団体協議会発足	介護保険制度施行 改正成年後見制度施行 社会福祉法施行 児童虐待防止法施行
平成 13 年度 (2001)	離職者支援資金貸付事業開始（～ H21 年度）	ＤＶ防止法施行

②千葉県社会福祉協議会と社会福祉等の動き（平成 14 年度～令和 3 年度）

年　度	月	千葉県社会福祉協議会	月	社会福祉・その他
平成 14 年度（2002）			8	ホームレス自立支援法施行
平成 15 年度（2003）	4 6	長期生活支援資金貸付事業開始（H21 年度から不動産担保型生活資金へ名称変更） 緊急小口資金貸付事業開始	4 7	障害者支援費制度施行 次世代育成支援対策推進法施行
平成 16 年度（2004）	4 10 11	千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の指定法人になる 新潟県内の災害ボランティアセンター及び生活福祉資金貸付事業の運営支援のため県内社協チームを派遣 福祉サービス第三者評価・情報公表モデル事業実施（～ H17 年度）	7 10 12	新潟県豪雨災害 新潟県中越地震 「痴呆」から「認知症」へ用語変更
平成 17 年度（2005）	4 6 7	地域ぐるみ福祉ネットーワーク事業を廃止し、地域福祉フォーラム事業開始 認知症高齢者グループホーム外部評価事業開始（～ H18 年度） 厚生労働省からの委託事業として緊急サポートネットワーク事業開始（～ H20 年度）	4	個人情報保護法施行
平成 18 年度（2006）	4 4 3 3	介護サービス情報公表制度の指定調査機関となる（～ H23 年度） 明るい長寿社会づくり推進事業（ねんりんピック派遣等）業務開始 千葉県災害ボランティアセンター連絡会発足 老人休養ホーム久留里荘及びもとの荘の委託事業終了	4 4 10 10	高齢者虐待防止法施行 改正介護保険法施行（地域包括支援センター創設） 障害者自立支援法施行 自殺対策基本法施行
平成 19 年度（2007）	4 4 4 7	福祉サービス第三者評価事業評価機関となる（～ H27 年度） 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度開始（H21 年度から不動産担保型生活資金へ名称変更） 老人休養ホーム久留里荘の自主運営開始（～ 20 年度） 新潟県内の災害ボランティアセンターの運営支援のため県内社協チームを派遣	7 7	新潟県中越沖地震 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行
平成 20 年度（2008）	4 12	総務部内に政策調整委員会を設置 千葉県委託事業として千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修開始	1	東京・日比谷公園に「年越し派遣村」設置
平成 21 年度（2009）	4 5 10 11 2	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業が千葉県から本会へ移管される 千葉県介護サービス情報公表センター業務開始 総合支援資金貸付事業開始 臨時特例つなぎ資金貸付事業開始 福祉人材センターが「ちば駅前バンク」を設置		

年　度	月	千葉県社会福祉協議会	月	社会福祉・その他
平成 22 年度 (2010)	11 3	千葉県社協と県内市町村社協との間で災害時の相互支援協定を締結 東日本大震災により本会及び県内５市社協が災害ボランティアセンターを運営	3	東日本大震災
平成 23 年度 (2011)	4 7	福島県内の災害ボランティアセンター及び生活福祉資金貸付事業の運営支援のため県内社協チームを派遣 東日本大震災により被災した千葉県社会福祉センターの応急修繕工事実施		
平成 24 年度 (2012)	4 6	福祉人材センター事務室を千葉駅前ビルに移転し、ちば駅前バンクと統合 千葉県内市町村社協事務局長会設立	9 10	認知症施策推進５か年計画策定 障害者虐待防止法施行
平成 25 年度 (2013)	4 8 9 10	千葉県地域ぐるみ福祉振興基金が財団法人から本会へ移管される ちば保育士・保育所支援センター業務開始 野田市災害ボランティアセンターの運営支援のため、本会及び市町村社協職員を派遣 茂原市、我孫子市、香取市の各災害ボランティアセンターの運営支援のため、本会及び市町村社協職員を派遣	4 9 10 1	障害者総合支援法施行 野田市竜巻災害 台風 26 号水害 障害者権利条約批准
平成 26 年度 (2014)	12	福島県委託事業として福島県復興支援員事業を開始	4	子どもの貧困対策法施行
平成 27 年度 (2015)	6 8 9	千葉県新地域支援事業推進協議会発足 千葉県生活支援コーディネーター養成研修業務開始（～Ｒ２年度） 茨城県内の災害ボランティアセンターの運営支援のため県内社協チームを派遣	4 4 9	子ども・子育て関連３法施行 生活困窮者自立支援法施行 関東・東北豪雨災害
平成 28 年度 (2016)	4 4 4 7 9 12 12 12 12	高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業の新規貸付停止 若者チャレンジ支援デュアル・システム奨学制度開始 介護福祉士修学資金等貸付事業開始 熊本県内の災害ボランティアセンター及び生活福祉資金貸付事業の運営支援のため県内社協チームを派遣 県内 88 団体の連名で県立の千葉県社会福祉センター建設の要望書を県知事及び県議会議長に提出 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業開始 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業開始 保育士修学資金等貸付事業開始 評議員選任・解任委員会設置	4 5 6 7	障害者差別解消法施行 成年後見制度利用促進法施行 ニッポン一億総活躍プランが閣議決定「地域共生社会の実現」を提唱 熊本地震

年　度	月	千葉県社会福祉協議会	月	社会福祉・その他
平成 29 年度 (2017)	4	社会福祉法人制度改革に基づき本会理事・評議員数の変更等を実施	4	改正社会福祉法施行（社会福祉法人制度改革）
平成 30 年度 (2018)	7	広島県内の災害ボランティアセンター及び生活福祉資金貸付事業の運営支援のため県内社協チームを派遣	4 7	改正介護保険法等施行（地域包括ケアシステムの強化） 西日本豪雨災害
令和元年度 (2019)	4 7 9 3	本会事務局組織を改編し、福祉人材確保・定着推進部を新設 外国人介護人材支援センター業務開始 令和元年房総半島台風等により県及び県内 27 市町社協が災害ボランティアセンターを運営 緊急小口資金等特例貸付開始（新型コロナウイルス感染症対応）	9 3	令和元年房総半島台風 新型コロナウイルス感染症でパンデミックが発生
令和２年度 (2020)	7 7 9 10 1	千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会発足 千葉県及び県内福祉関係 15 団体で千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣に関する基本協定を締結 本会及び千葉銀行、ちばぎん証券、フードバンクちばの４団体で「食品提供等に関する包括的連携協定」を締結 千葉県委託事業として新型コロナウイルス感染症患者が発生した高齢者施設等に対する応援職員派遣コーディネート事業を開始 新千葉県社会福祉センターの建設工事開始（R5 年４月供用開始予定）		令和２～３年にかけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い緊急事態宣言、まん延防止等重点措置を繰り返し発令
令和３年度 (2021)	4 4 4 4 6 2	福祉系高校修学資金貸付事業開始 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業開始 介護分野就職支援金貸付事業開始 障害福祉分野就職支援金貸付事業開始 千葉銀行と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結 BCP（事業継続計画）策定	4 4 7	改正社会福祉法施行（地域共生社会の実現） 重層的支援体制整備事業創設 東京オリンピック・パラリンピック開催

編集後記

このたび、「千葉県社会福祉協議会創立 70 周年記念小史～この 20 年間の歩み～」を刊行する運びとなりました。ご祝辞を賜りました熊谷俊人千葉県知事にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、70 周年を迎えられることができたことは、県行政をはじめ、市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉施設・事業所、専門職団体、当事者団体など、多くの皆様のご支援、ご協力の賜物です。改めて深く感謝を申し上げます。

本小史を作成するに際し、石渡哲彦会長からひとつだけ指示がありました。それは編集委員にはできるだけ若手の職員を担当させるようにということでした。本会がどういう背景や経緯で現在の事業に取り組んでいるのかをしっかりと調べて、知識として蓄積することは若手職員が次のステップを目指していくうえでとても重要であるというのがその理由です。そのため、委員長を除けば就職６年目までの若手職員でチームを組みました。最後は幹部職員全員で検討を重ね完成しましたが、不十分な点が多々あろうかと思います。どうかご容赦いただけますと幸いです。

この 20 年間で我が国の社会福祉は大きく変わりました。それ以前は「地域福祉」は社会福祉協議会の専売特許といっても過言ではありませんでした。今では、様々な団体が地域福祉に取り組み、国が進める「地域共生社会の実現」は昨今の福祉改革を貫く基本コンセプトといわれています。

また、令和２年１月には新型コロナウイルス感染症によるパンデミックという多くの人が想像もしなかった状況が発生しました。未だ収束できていないコロナ禍において、日本の福祉制度が抱えてきた問題点が浮き彫りとなりました。しかしながら、こうした状況は、本会に課せられた使命と役割を改めて見つめ直す貴重な機会となりました。

本会は、これからも地域共生社会の実現に貢献する取組みを着実に、誠実に続けてまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願いするとともに、本小史が皆様方の本会に対する一層のご理解につながるものになれば幸いです。

編集委員長　川上　浩嗣
委員一同

千葉県社会福祉協議会創立 70 周年記念小史

この 20 年間の歩み

発行日　令和５年３月８日
発　行　社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
〒 260-8508　千葉市中央区千葉港４番３号
千葉県社会福祉センター内
TEL043-245-1101　FAX043-244-5201
http://www.chibakenshakyo.com

令和４年度

https://www.fukushihoken.co.jp
ふくしの保険 検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金の種類＼プラン			基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円（限度額）		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）		
年間保険料			350円	500円	550円

＊4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

商品パンフレットはコチラ

（ふくしの保険ホームページ）

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償（傷害保険）

福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の 9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

〈SJ21-10723 より抜粋して作成〉

令和４年度　**新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、新たなオプションが追加されました**

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞費用）

保険期間１年

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	身体賠償（１名・１事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（１事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（１名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- ●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2 ●施設の医療事故補償
  - 医務室の医療事故補償
  - 看護職の賠償責任補償
- ●オプション3 ●施設の借用不動産賠償事故補償
- ●オプション4 ●クレーム対応サポート補償

NEW
- **●オプション5 ●施設の感染症対応費用補償**
  休業補償から各種対応費用までワイドな安心
  - ❶休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
  - ❷消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
  - ❸感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

（普通傷害保険）

- ❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 職員等の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険）

- ❶ 職員の労災上乗せ補償
  - ●オプション：使用者賠償責任補償
- ❷ 役職員の傷害事故補償
- ❸ 役職員の感染症罹患事故補償
- ❹ 雇用慣行賠償補償

プラン4 法人役員等の補償

（役員賠償責任保険）

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者　**社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店　**株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の 9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）
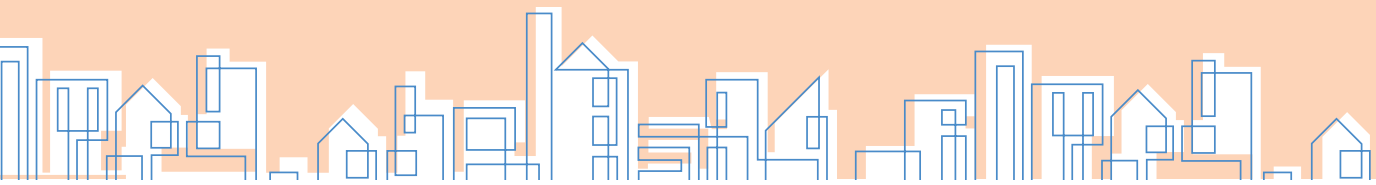
（SJ21-12224 から抜粋）